

# 労働総研

## クォーターリー

ISSN 0918-7618



### 特集

## 戦争法廃止・9条生かす国づくりを

戦争法廃止・9条を守り平和な日本を

「アベノミクス」と軍事国家づくり

「新しい基地は造らせない」—新たなたたかいの発展

戦争法反対から廃止に一運動で何を引き継ぐか—

職場・地域から憲法学習会のうねりを

小沢 隆一

牧野 富夫

小泉 親司

小田川義和

尾林 芳匡

〈単産レポート〉戦争法は許さない

建 交 労…赤羽数幸 全 印 総 連…是村高市 日本医労連…温井伸二

国 公 労 連…鎌田 一 自 治 労 連…中川 悟 全 教…土方 功

# 労働総研ブックレット No.11

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet / 編集：労働運動総合研究所

## 財界戦略とアベノミクス

### ——内部留保はどう使われる

藤田 宏 著



- 序章 アベノミクスと財界戦略
- 第1章 バブル崩壊後の財界戦略——『新時代の「日本的経営」』と「新型経営」
- 第2章 財界・大企業の搾取強化の新段階——付加価値の企業配分の増大
- 第3章 「新型経営」下で急膨張する内部留保
- 第4章 財テク重視の「新・新型経営」による新たな資本蓄積方式
- 第5章 「新・新型経営」とアベノミクス
- 終章 内部留保は国民経済の障害——内部留保を経済の好循環の糧に

ISBN：978-4-7807-1215-5 C0036 A5判・64 ページ・定価 600 円(+税)

## 『労働総研ブックレット』No.1～10も好評発売中

全てA5判／No.1～8：定価 571 円(+税)／No.9：定価 800 円(+税)／No.10：定価 550 円(+税)

- |                                                                                                      |                                                                                    |                                                                                  |                                                                                                   |                                                                                         |                                                                          |                                                                  |                                                                                             |                                                                                            |                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>No.10</b></p> <p><b>人間らしい働き方とジェンダー平等の実現へ</b></p> <p>労働組合の役割ととりくみ 64 頁</p> <p>労働総研女性労働研究部会編</p> | <p><b>No.9</b></p> <p><b>アベノ改憲の真実</b></p> <p>平和と人権、暮らしを襲う濁流 104 頁</p> <p>坂本 修著</p> | <p><b>No.8</b></p> <p><b>労働時間の短縮で日本社会を変えよう</b></p> <p>斉藤隆夫監修・労働総合運動研究所編 64 頁</p> | <p><b>No.7</b></p> <p><b>ブラック企業と就活・働く権利</b></p> <p>青年に希望を悪質企業を見分ける確かな眼 72 頁</p> <p>生熊茂実・鹿田勝一著</p> | <p><b>No.6</b></p> <p><b>最低生計費調査とナショナルミニマム</b></p> <p>健康で文化的な生活保障 64 頁</p> <p>金澤誠一著</p> | <p><b>No.5</b></p> <p><b>地域循環型経済への挑戦</b></p> <p>松丸和夫・吉田敬一・中島康浩著 64 頁</p> | <p><b>No.4</b></p> <p><b>TPPと労働者、労働組合</b></p> <p>萩原伸次郎著 64 頁</p> | <p><b>No.3</b></p> <p><b>公契約適正化運動のすすめ</b></p> <p>発展方向と可能性を探る 64 頁</p> <p>伊藤圭一・斎藤寛生・原富悟著</p> | <p><b>No.2</b></p> <p><b>大震災と日本の社会保障</b></p> <p>被災地から労働・生活・地域の再建を考える 64 頁</p> <p>日野秀逸著</p> | <p><b>No.1</b></p> <p><b>フランス、イギリス働くルールと生活保障の最新事情</b></p> <p>日本が学ぶことを探す旅 72 頁</p> <p>労働総研仏英調査団編</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 本の泉社

21世紀を生きる人と社会に役立ち、感動を共有できる本づくり

お求めはお近くの書店または本の泉社へ  
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-25-6  
HP：<http://www.honnoizumi.co.jp/> 郵便振替：00130-6-137225

TEL：03-5800-8494  
FAX：03-5800-5353



☞ 単行本の出版のご相談をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。☞



特集

目次

戦争法廃止・9条生かす国づくりを

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                       |                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 戦争法廃止・9条を守り平和な日本を<br>——立憲主義・民主主義・平和主義をつなぐもの——<br>「アベノミクス」と軍事国家づくり<br>——「死の商人」の論理＝「抑止力」論——<br>「新しい基地は造らせない」——新たなたたかひの発展<br>戦争法反対から廃止に——運動で何を引き継ぐか——<br>職場・地域から憲法学習会のうねりを<br>〈単産レポート〉戦争法は許さない<br>【建交労】失業と貧乏と戦争に反対する<br>【全印総連】職場からストライキで反撃<br>【日本医労連】ふたたび白衣を戦場の血で汚さない<br>【国公労連】「憲法尊重・擁護の義務」を負う国公労働者として<br>【自治労連】自治体労働者は二度と赤紙は配らない<br>【全教】教え子を再び戦場に送らない<br>——教職員と父母・国民との共同を広げる | 小沢隆一<br>牧野富夫<br>小泉親司<br>小田川義和<br>尾林芳匡<br>赤羽数幸<br>是村高市<br>温井伸二<br>鎌田 一<br>中川 悟<br>土方 功 | 2<br>10<br>16<br>23<br>29<br>34<br>38<br>42<br>45<br>49<br>53 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|

労働戦線NOW

|                                                  |      |    |
|--------------------------------------------------|------|----|
| 連合新体制の試練<br>——16春闘と集団的労使関係の構築——全労連は「社会的な賃金闘争」重視へ | 青山 悠 | 57 |
|--------------------------------------------------|------|----|

新刊紹介

|                               |      |    |
|-------------------------------|------|----|
| 全労連・労働総研編『2016年国民春闘白書・データブック』 | 関根晴夫 | 63 |
|-------------------------------|------|----|

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

# 戦争法廃止・9 条を守り平和な日本を ——立憲主義・民主主義・平和主義をつなぐもの

小沢隆一

## はじめに

メインタイトルが、編集部からいただいたテーマであるが、「季刊」雑誌という性格を勝手に解釈させてもらって、少し「理論」的な問題を論じさせていただきたく、サブタイトルを付けさせてもらった。その意味は、本文から読み取ってもらいたい。2015 年 9 月 19 日未明に恥も外聞もなく行われた、憲法違反満載の安保関連法（以下では戦争法と呼ぶ）案の強行採決。その直後から澎湃と湧きあがってきた「戦争法を廃止に」の声を政治の世界で実現することが喫緊の課題であることは、本誌の読者には了解済みのことであろう。

しかし、ここであえて「急がば回れ」と提起したい。「戦争法廃止」すなわち廃止立法の制定という政治課題が、常識的には、国会での多数派の獲得、そしてすなわち（日本の統治機構は議院内閣制であるから）「戦争法廃止の政府」の樹立という方法によってしか実現しない以上、ただしそれは現在の日本の政治状況からすれば、すぐれてラディカル（根本的という意味で）な変革を伴わざるをえない以上、その可能性を現実に変化するためになすべきこと、そのための理論的探求を怠るわけにはいかない。政治的にどこに配慮する必要があるか、政策論をどのように練り上げるべきか、検討課題は山積し

ていると見るべきである。その「山」を見ない（見えない）のは、知的怠慢のそしりを免れない。

そうした問題意識から、この問題への接近を、サブタイトルの視角、立憲主義・民主主義・平和主義を「つなぐもの」の探究からしてみようというのが、本稿の目的である。

## 1 言葉の定義

立憲主義・民主主義・平和主義と、言葉を並べてはみたものの、すぐれて抽象的で、さまざまな意味を含みうる、そして歴史的にも含んできたそれぞれの言葉を正しく使用することは、至難の業である。それでも、最低限の意味の明確化、固定は、議論の出発点として必要である。ここでは、それぞれを、次のような意味において用いることとする。

立憲主義とは、別言すれば、「憲法に基づく政治」、立憲政治ということであり、憲法に基づかない政治、例えば、憲法が禁止していることをおこなったり、憲法が付与していない権力を振るうことを否定する考え方である。フランスの 1789 年の人権宣言 16 条が、それを次のように端的に表明している。「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない」。ここから、立憲主義は、憲法の最高法規性の観念を内包し、

「憲法によらない政治」から正統性を剥奪する。すべての権力行使は、憲法に基づき、憲法の枠内で行使されなければならない。したがって、権力が憲法を勝手に変えること、憲法を恣意的に解釈して憲法の意味を変えることは許されず、憲法の変動は、憲法所定の改正手続など正規の手段によらなければならない。この間の日本の中では、「解釈で憲法を壊すな」という表現も、立憲主義を表明するものといえる。

第二の民主主義は、歴史的に多義的な言葉ではあるが、ここでは、今日の「民主主義の到達点」を踏まえて、リンカーン米大統領の演説にいう「人民の、人民による、人民のための政治」という意味での国民主権（ないしは人民主権）と同義なものとしてつかまえておきたい。そうした場合、「議會制民主主義」という言葉は、上記の国民主権（ないしは人民主権）の趣旨を代表制が採用されてもなお探求することを意味するものということになる。日本国憲法は、前文で、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」とか、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と述べているが、これらの文では、選挙された「代表者」が、国民の権力を独占してしまうことは想定されていない。「代表者」は国民の「信託」の範囲内でしか権力を行使できず、主権という権力はあくまでも国民のものであるという意味が込められていると読むべきことになる。

第三の平和主義という言葉もまた、その定義が難儀である。本稿の主題との関係では、とりあえず「憲法9条が規定する平和主義」という意味でとらえておくことで足りようが、実は、

この「憲法9条の平和主義」なるものが、論者によって異なりうるので厄介である。すなわち、憲法9条は、自衛権を放棄しているか、自衛権を放棄していないとすれば、自衛のための戦力は持てるか、戦力は持てないとしても、自衛のための必要最小限度の実力（自衛力）はどうか、さらには集団的自衛権の行使を憲法9条は許容しているかどうかなどなど、この間の戦争法にまつわる「論戦」における一連の議論が、そこには汗牛充棟さながらに内包されているからである。

私は、「憲法9条が規定する平和主義」、すなわち憲法9条の解釈について一定の理解を持っているつもりだが（これについては、小沢『はじめて学ぶ日本国憲法』大月書店・2005年65頁以下参照）、それが「特定の見解」であることも自覚している。私のこの「特定の見解」の基軸は、「憲法9条は（1項・2項を総合して）自衛のためであっても武力の行使を禁じている」というものであるが、これのみを唯一可能な「憲法9条の平和主義」だとすると、本稿の「立憲主義・民主主義・平和主義をつなぐもの」という論旨における「つなぐもの」なるものの意義やその必要性を論ずる上で、いささか不都合な窮屈さが生じる。

そこで、議論のとりあえずの出発点としては、「憲法9条の平和主義」については、特定の憲法9条解釈を前提にすることはせず（ただし憲法9条の文意を著しく損なう、すなわち「無理筋」な解釈は論外とする。「自衛戦力合憲論」はその類と思われる。）、この条文の解釈におけるパターンの違いや幅があることを含んだうえで、これを理解しておくこととする。そうすることで、そのパターンの違いや幅がなぜに生じてくるのか、異なる「憲法9条の平和主義」理



解は、立憲主義や民主主義の把握の仕方にも違いがあるのか、それらの関係は如何、などの問題を考察することができるし、そのようなアプローチこそが、本稿の検討課題にとって有益かつ有効であると考えからである。

## 2 立憲主義・民主主義・平和主義の「共鳴」的關係

さて、以上のような「言葉の定義」を前提にして、戦争法とそれをめぐるたたかい（法案反対から現在の「廃止」運動まで）を通観した場合、立憲主義、民主主義、平和主義の立場は、お互いに手を携えて、励まし合って、戦争法反対の世論の形成に寄与したことが明確に見て取れる。「平和主義、すなわち憲法 9 条を守れ」という声と、「立憲主義を壊すな」、「民主主義（民意）を尊重しろ」、「議會制民主主義の蹂躪（じゅうりんとん）を許さない」などの声がお互いに響きあって、国会と政府を取り巻く大きな声となった。このことは、縷々説明するまでもないことであろう。

「60 年安保」の際にも、安保改定反対の運動は、「平和憲法擁護」、「再び戦争への道を進むな」の声に、衆議院での強行採決（1960 年 5 月 20 日 この時もそうであったことを想起しよう）の後には、「議會制民主主義を守れ」の声が重なり、反対運動のさらなる盛り上がりが実現した（ちなみに、条約承認は、憲法 60 条・61 条により衆院通過後 30 日で「自動成立」とされているにもかかわらず）。

このように憲法 9 条に関わる国民運動が大きく盛り上がった際には、必ずと言ってよいほど、「平和主義」だけではなく、「民主主義」もまた問われ、それらは運動側で、「平和と民主主義」という順接続の関係でとらえられていた。今回は、それが、「立憲主義、民主主義、平和主義」

という 3 つの間で見られたと言えよう。それは、「順接」というレベルからさらに進んで、「共鳴」の関係と言ってよいかもしれない。すなわち、お互いの声の大きさに励まされる形で、それぞれの声が大きくなるという関係がみられた。

これは、安倍政権と与党が、そのような「唱和」を促すようなことを「しでかした」ということである。事は、2014 年 7 月 1 日の閣議決定（以下では 7.1 閣議決定と呼ぶ）によって、60 年間とにもかくにも維持してきた「集団的自衛権は違憲」という政府の憲法解釈を投げ捨てたことに始まる（これについては、小沢「集団的自衛権の行使容認をめぐる最近の動向について」『別冊法学セミナー 集団的自衛権容認を批判する』（日本評論社・2014 年）96 頁以下参照）。そして、それに基づく戦争法では、従来は政府自らが「できない」、「やらない」としてきたこと（集団的自衛権行使、他国の軍隊への「後方支援」、他国の軍隊の「武力行使との一体化」など）へと実際のところ踏み出したことについて、憲法 9 条の平和主義の観点からだけでなく、「政府の憲法解釈」（なにかんづく内閣法制局のそれ）とその変更のあり方や、「法的安定性」、国会での審議（の積み重ね）の意義を大きく損なうことへの疑問と危惧の声が、多方面（弁護士会、歴代内閣法制局長官、そして極めつけは長官を含む最高裁判事経験者）から寄せられた。

このような「暴挙」を敢行した政府はかつてなかった。この「暴挙」こそが、立憲主義、民主主義、平和主義の「共鳴的唱和」をもたらす根拠になっている。もちろん、そこにはこの声に和した多くの人々の思い、考え、信念、矜持（きやうじ）などが関わっているようだが、「暴挙」の深刻さこそが、それを促したことはまちがいなкаろう。

そして、この立憲主義、民主主義、平和主義の「共鳴的唱和」の関係は、戦争法成立後の今でも確実に続いており、その結節点として、「戦争法廃止のために国会での多数派を、それを実現する政府を」というかけ声がこだましており、三者を結びつける「旗印」の意義を有している。この「旗印」は、立憲主義、民主主義、平和主義のいずれの立場からも接近可能なものであり、そして「はじめに」で述べたように、「戦争法廃止」という政治課題の実現のためには避けて通れない、それしか方法がない以上、至極真つ当な政治スローガンである。この実現のためにそれぞれの立場は何ができるか、しなければならぬかを考え、そして今後の「化学反応」を想像すると、心躍るような期待感がふつと湧いてくる。

しかも、安倍政権は、戦争法を強行採決させた後も、「立憲主義」の無視、「議会制民主主義」への反逆を繰り返し、継続している。衆参両院での強行採決に加えて（参院での委員会の裁決手続については重大な瑕疵がある）、憲法53条を恣意的に解釈して、野党の臨時国会開催要求に背を向けるという「愚挙」に出た。同条は、「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば」、内閣は臨時国会の「召集を決定しなければならない」としている。この文言は、どう見ても開催の義務づけ規定としか読めない。しかし、政府は、「何時までに…」がないから開催しなくてもよいのだという、「珍奇な」解釈をして、このまま来年1月の通常国会になだれ込もうとしている。なんと、自民党は、2012年に策定した日本国憲法改正草案で、憲法53条に「二十日以内に」という言葉を加えることとしていた。ようするに、自分たちも、「これくらいに開催することが妥当」

と考えていたわけである。にもかかわらず、今回は「頬かむり」してだんまりを決め込むとは、「憲法無視」の姿勢も甚だしい。

それも、「戦争法廃止」や「TPP反対」「原発再稼働反対」、「沖縄新基地反対」などの国民と野党の声を恐れてのことであってみれば、立憲主義、民主主義、平和主義の「共鳴的唱和」が続く条件には事欠かないという様相を呈している。それは、安倍政権が存続しているかぎり続くということなのであろう。2015年の「流行語大賞」にノミネートされた「安倍政治を許さない」というスローガンの訴求力も、そこに源泉がある。

### 3 立憲主義・民主主義・平和主義の「対立（＝補完）」的關係

次に、立憲主義、民主主義、平和主義の「対立」的關係を見てみよう。ここで私が使う「対立」という言葉は、コインの表と裏、地球の北極・南極、左と右のように、お互いがそれぞれの存在を前提にしている状態を示す。したがって、「対立」とはすなわち「相互補完」の關係でもある。立憲主義、民主主義、平和主義というのは三者關係であるので、「鼎立<sup>ていりつ</sup>」という方がより正確だが、事柄の性質は、「対立」という表現で十分に伝わるであろう。「小見出し」の「対立（＝補完）」的關係とは、そういう意味である。

1で言葉を定義したように、立憲主義、民主主義、平和主義は、それぞれに固有の意味をもっており、それらは相互に解消、包含されることはない。とりあえず、私は、ここでは、これら3つを「上下關係」にある概念としては使用していない（ただし、4では、三者の「矛盾」的關係、すなわち闘争によっていずれか一方が

凌駕することでしか解消し得ない関係に入る「場合」、その可能性を指摘することになる)。

そのような立憲主義、民主主義、平和主義は、今回の戦争法をめぐるたたかいの中で、2 で前述した「順接」ないしは「共鳴」的關係とは区別されて、お互いは同じ問題や論点に違う角度から接近することで、そしてその異なる接近方法と立ち位置をあくまでも保持することを通じて、戦争法反対運動に各々がそれぞれに貢献する関係を形成しているといえることができる。例えば、9 条の明文改憲による集団的行使容認は否定しないが、憲法解釈の変更によるその容認には断固として反対するという立場は、9 条の明文改憲と解釈改憲のいずれにも反対するという立場とでは、明らかに違う立場である。しかし、今回の戦争法反対の運動では、この二つの立場は、明確に「反対運動」の陣営の側に存在したし、今でも存在し今後も手を携えていく条件が成立している。このこと自体、すぐれて画期的なことであり、その意義を強調することでしすぎることはなからう。

しかし、この二つの立場は、戦争法反対運動の中で、私が言う「相互補完的」という意味での「対立」関係にあること、その関係は、それぞれの立場が変わらない以上、変わることはないことも確認しておく必要がある。私は、これは戦争法反対運動の「理論的認識」として重要なことであると考えている。これをあえて立憲主義、民主主義、平和主義という言葉に引き付けて言えば、前者は、「解釈で憲法を変えるな」という立憲主義の立場であり、後者は、明文改憲と解釈改憲のいずれにも反対する平和主義、ないしは平和主義プラス立憲主義の立場ということになる。このように歴然としている立場の違いから目をそむけることは、憲法研究者とし

てできない。逆に、それを直視してこそ、両者の戦争法反対運動への「相互補完的」な関わり方の実際の姿が見えてくると考える。

こうした「対立」的關係は、相互を否定することはないし、できない。なぜならお互いにその存在を前提しあう関係なのだから。これはコインの裏表の関係と同じである。そして、そういう関係にあるということを両者が「わきまえる」ことを通じて、前述の「共鳴」と同じ程度に「良好」な関係を保つこともできる。「対立」物は、本質的に「共存」しているのであって、それを「共栄」の関係とすることは、十分に可能なのである。ただしそれは、「対立」するものが、同じ目標を目指していること、目的を共有していることが条件である。立憲主義の立場と平和主義の立場は、「戦争法反対」ないしは「戦争法廃止」という目的を共有する場合に「相互補完」の関係に入るるのであって、常にこの関係を取りもつというわけではない。

なぜならば、立憲主義の立場は、憲法 9 条の平和主義の変更を志向する立場とも、「補完的關係」に入りうるからである。9 条の明文改憲の立場と解釈改憲の立場は、一定の局面では緊張関係に立つこともあろうが、基本的には「相互補完」の関係を形成していると言えよう。憲法 9 条の平和主義を変えるという目的を共有しているのであるから。これは、政権発足当初、憲法 96 条の改正による改憲発議要件の緩和もちらつかせながら、明文改憲の路線を進もうとしていた安倍首相が、立憲主義の立場からの力強い反対論（「裏口入学！」との指摘）も交えてのストップの声の唱和にたじろいで、解釈改憲路線へと舵を切り、安保法制懇報告を受けた形での 7.1 閣議決定を出すに至り、戦争法の制定へと突き進んだことを見れば、明らかであろ

う。彼の頭の中では、明文改憲と解釈改憲とは、両刀遣いよろしく「補完的關係」にあり、だからこそ、戦争法成立後も、明文改憲への意欲を隠さないのである。それが、どの程度の現実味を持っているかは別として。

解釈改憲のみを排除して明文改憲を許容する議論として「立憲主義」論が構成された場合には、「9条改憲」という「大目標」の下にも収まりうる。この議論のそうした性格を確認して、その理論構成を注意深く検討しておく必要がある。そうした意味において、昨今取りざたされている「新9条論」（たとえば東京新聞2015年10月14日付が報じている「平和のための新9条論」など）については、その改憲路線との親和関係について特段の注意を要するといえる。

ところで、ここで問題にしている「相互補完」という意味での「対立」関係は、平和主義論内部においても確認できる。それは、憲法9条が放棄しているのは、すべての武力行使か、それとも「自衛のための必要最小限度の武力行使」は放棄していないとするかという、9条解釈における「対立」である。

この両説は、とりあえずのところ、「集団的自衛権の行使は憲法9条の下で許されない」という結論を共有している。それがゆえに、今回の戦争法反対のたたかいで、それぞれが役割を発揮して貢献した。このたたかひの全体的印象としては、後者の「集団的自衛権行使違憲」論が前面に出て、前者の「武力による自衛権行使全面違憲」論は、どちらかと言うと「後構え」に回ったという感がある。私は、2015年7月13日の衆議院安保特別委員会の中央公聴会での公述でも述べたように、前者の立場であるが（これについては、「衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 公聴会

公述」第189回衆議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会議録第1号（2015年7月13日）参照。）、それでも今回のたたかいで、両者が「相互補完」的な「対立」関係に立って、それぞれが論陣を張ったことは、極めて意義深く受け止めている。この間に戦争法に反対する憲法研究者の声明が累次にわたりだされ、これまでになく多くの憲法研究者がこれに賛同の意思を表明したが、それは、こうした「相互補完」的な関係構築のたまものだと思う。

これらにより憲法研究者も、戦争法反対運動にそれなりの寄与を果たすことができたのではないかとも思う。学者とそれがとなえる学説は、細部に踏み入れれば踏み入るほど、違いが鮮明かつ尖鋭になる傾向がある。その「違い」による切磋琢磨によってこそ、それぞれの学説の彫琢が果たされる。そうした学説、見解の違いを超えて（脇に置きつつ）、「集団的自衛権行使容認の戦争法反対」という軸に数多くの憲法研究者が結集し、声明に名を連ねたのは、きわめて画期的といえるし、この関係を今後とも維持し、発展させていくことが肝要である。そして、そのための理論的探求の積み重ねも必要である。

私は、日本国憲法と、それと本来相いれない性格の日米安保条約を軸に構築されてきた「日米安全保障関係」とのいずれもが、まぎれもなく「戦後日本秩序」を構成していることを直視する（これについては以下参照、小沢「安全保障関連法案と『戦後日本秩序』」『広渡清吾先生古希記念論文集 民主主義法学と研究者の使命』日本評論社・2016年1月刊予定）。そして、こうした「戦後日本秩序」の形成にとって、「集団的自衛権行使違憲」論と「武力による自衛権行使全面違憲」論とのいずれもが、重要な

ファクターとして働いていることをも直視すべきであると考え。「戦後日本秩序」における両者の関係は、まさしく「相互補完」的な「対立」関係であって、それはこれからも続くであろう。それぐらいに「戦後日本秩序」の 70 年間は、歴史的な重みをもっている。

#### 4 立憲主義・民主主義・平和主義が「矛盾」する場合について

ところで、立憲主義、民主主義、平和主義の相互関係は、以上のような「共鳴」の関係、「補完的対立」の関係だけにとどまらない。一定の場合に、そして特定の局面や論点については、相互に「矛盾」する関係、すなわち相克しその解決のためには一方による他方の凌駕、あるいはより高いレベルでの両者の統合によってその矛盾の克服を果たさねばならない関係に入ることがある。このことも、見逃してはならないだろう。どのような「場合」がそれに当たるのか、しっかりと精査した上で見定め、そしてそれを当面論じる必要があるかもよく検討した上で提起することが肝心かと思う。これらについて、今、私には、全面的に論じる用意はないが、とりあえず少なくとも、いわゆる「抑止力」論をめぐる平和主義論内部での相克は、それに当たると考える。

「抑止力」論とは、「核抑止力」論に典型的に見られるように、軍事力を見せつけることで、相手の政府、国民に対して政治的譲歩をせまる議論であり、これは、ようするに「脅迫」、「威嚇」、「恫喝」の要素を本来的に内包する議論である。日米安保条約によって日本に駐留する米軍を、日本政府が、こうした「抑止力」として位置づけていることは周知の事柄である。アメリカの保有する核兵器も「核の傘」ないしは

「拡大抑止」と称して、日本の防衛に資するものとされている。

しかし、こうした「抑止力」論を容認する、あるいは前提とする議論は、はたして「平和主義」論として位置づけることができるであろうか。私は、抑止力論と軍事同盟（日米安保体制は、実質的には軍事同盟）は、「主権平等」が原則のはずの国家間の関係を確実にゆがめ、国民と国民の間の真の平和的、友好的な関係の構築を阻害するものであると考える。また、相手国の民衆の命を「人質」にすることの非人道性に無頓着な抑止力論は、自国の国民の生命とくらしへの侵害についても鈍感になるという特徴を持つ。「在日米軍は抑止力」だとして沖縄に新基地を押し付けようとしている日本政府は、そのことを実証している。これに対して、翁長沖縄県知事は、それは「140 万人が暮らす沖縄を土地としてしか見ない考え方だ」と堂々と反論した。正当な議論であると思う。同知事は、12 月 2 日、国が起こした代執行訴訟の第 1 回口頭弁論で、日米安保体制の正当性にも言及した。

「個別的自衛権と自衛隊は合憲」という考え方は、このような議論の領域にどのように参画するであろうか。仮に「自衛隊は個別的自衛権を、（日米安保に基づく）米軍は集団的自衛権を行使する」という理論枠組みを立てたとすると、それは「抑止力」論そのものではないのか。この枠組みを維持したまま、沖縄県民の「普天間基地撤去、新基地反対」の切実な願いにどう対応するのであろうか。あるいはできるであろうか。こうしたいろいろな疑問が、「集団的自衛権違憲」論には湧いてくる。他方、「武力による自衛権行使全面違憲」論は、こうした「抑止力」論の立場に立つことを峻拒する考え方と



いえる。あるいはそうでなければ、それは理論的には一貫しないものとなる。また少なくとも、それは、「抑止力」論の克服、そこからの脱却を自らの課題として引き受ける議論ということになる。私は、そういうものとして、「武力による自衛権行使全面違憲」論の彫琢に励みたいとも思う（小沢「戦争法案の息の根を止めよう—『安保環境』論・『抑止力』論にどう向き合うか」月刊憲法運動444号（2015年9月）参照）。

立憲主義、民主主義、平和主義が「矛盾」する場合、その「あら捜し」をすることが本稿の目的とするところではない。しかし、戦争法廃止のたたかい、そしてにわかに緊急課題としてクローズアップされてきた沖縄での米軍新基地反対のたたかいを取り組むうえで、その実現のために必要な理論的探求を怠ってはならないであろう。その際に、「抑止力」論をどう克服するか、それといかに向き合うかは、避けては通れない課題である。

また、今、中国の南シナ海での「基地建設」とも言われる南沙諸島の埋め立てをめぐるのは、アメリカが「航行の自由作戦」と称して警戒監視活動をおこない、軍事的緊張が高まっている。日本は、戦争法を成立させ、そのなかで自衛隊法改正により、米軍等の「武器防護のための自衛隊による武器使用」を規定するに至った。これは、南シナ海をめぐる米中の軍事的「鞘当て」に米側につく形で参画する意図を示すものといえる。しかし、そこで仮に偶発的な衝突から「武器の使用」が始まれば、それは集団的自衛権行使と実態的には変わるところがない（小沢「日米軍事同盟『最前線』の法整備の素顔」森英樹編『安保関連法総批判』〈日本評論社・2015年〉参照）。いま南シナ海での埋め立て問

題をめぐる米日中3カ国の対応の問題性の根源には、いずれの国も「抑止力」論にからめ捕られていることが横たわっている。

## むすびにかえて——「矛盾」解決の道筋（三者をつなぐもの）の探求

戦争法廃止、沖縄新基地建設阻止という課題には、「抑止力」論の克服が随伴する（せざるを得ない）として、どうすればそれは可能か。その「道筋」を示すものは何か。私は、それは、案外、単純かつ明確なものと考えている。その鍵が「平和的生存権」とその思想のうちに込められているからである。その「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」という理念は、「抑止力」論を克服して、他国と自国の国民の命と暮らしを戦争の脅威と恐怖からひとしく解放し、お互いの共生を実現する可能性の道を拓こうとするものである。

立憲主義、民主主義、平和主義相互の間に、あるいはそれぞれの内部に生じうる「矛盾」を解決する道筋、それら三者をつなぐものは、「平和的生存権」、あるいは「共生」の理念ではあるまいか。「テロとのたたかい」のさらなる歴史的起点となりかねない危険な気配を感じさせる2015年11月13日金曜日のパリでの事件の行く末から目を離せない今だからこそ、その考えはいやましに強くなっている。これを「口実」にした安倍政権の戦争法実行体制の具体化の策動に警戒をおこたらず、戦争法廃止に向けた運動を進めていこう。

（おざわ りゅういち・東京慈恵会医科大学教授）

特集 ● 戦争法廃止、9条生かす国づくりを

# 「アベノミクス」と軍事国家づくり ——「死の商人」の論理＝「抑止力」論

牧野富夫

## はじめに

安倍晋三という政治家の“野望”は何か。本人が公言している。「戦後レジームからの脱却」だ、と。では、「戦後レジーム」とは何か。「平和憲法体制」と「日米安保体制」（対米従属）という“あい対立する2つの体制”の対抗的混在である。結局、安倍の“野望”は、この「2つの体制」を一掃することである。ただし、安倍の“野望”には、その先（後述）がある。

にもかかわらず、論者の多くは、安倍の「戦後レジームからの脱却」論を、「平和憲法体制からの脱却」（憲法破壊）だけだと、一面的に理解している。理由はおそらく、安倍の露骨なまでの「対米従属」ぶりを目の当たりにしているからだろう。事実、安倍はアメリカ連邦議会上下両院合同会議における演説でも「（対米従属の）日米同盟は“希望の同盟”とまで持ち上げてみせた。その安倍が「対米従属を克服したがつている」などとは、たしかに考えにくい。

だがそれでは、安倍の“野望”の「奥の奥」（その先）を見抜けない。安倍自身も「集团的自衛権の行使とは、米国に従属することではなく、対等となることです」とホンネを吐き、「戦後レジームからの脱却が日本にとって最大のテーマであることは、私が前回総理を務めていた5年前と何も変わっていないのです」と自

著で述べている（『新しい国へ』254ページ）。

安倍は決して「対米従属」を快く思っていないのだ。安倍の隠された“野望”＝腹の内は、「対米従属」を利用しながら経済力と一体で軍事力を飛躍的に強化し、国連安保理常任理事国入りを果たすなどして、国際的な発言力を強め、「対米従属」から抜け出し、まずは「日米対等」を実現することだ。その「対等」とは、経済的・軍事的に「対等」ということだが、「核保有国」となり、アメリカとの「軍事的対等」の実現がポイントとなる。

岸信介ゆずりの極右的・国家主義的な“愛国心”が、そのような“野望”を安倍に密かに抱かせている。「天皇の国・ニッポン」が半永久的に「対米従属」状態にある現状はどうてい許せないはずだ。「大東亜戦争＝“聖戦”」で打ち負かされた恨みも、最たる「歴史修正主義者」＝安倍の胸中では強く脈打っているに違いない。先の大戦で「大日本帝国」が「鬼畜米英」に惨敗したのは、“戦意”不足ではなく“物量”（経済力に支えられた軍事力）不足であった——これこそいま安倍が自らを経済大国・軍事大国へと駆り立てている誘引であろう。そういう狂人的な安倍を、アメリカや財界（とくに軍事産業）などが千載一遇のチャンスとばかりに利用している、という構図が浮かび上がる。米日反動にも安倍への信頼はない。

以上のような認識から以下、すでに3年にわたり「世界一企業が活動しやすい国」づくりをもくろむ「アベノミクス」の本質を抉り出し、「戦争する国」＝“軍事国家づくり”（いつか来た道）へと逆走する安倍晋三の“野望”を炙り出したい。

## 1 「世界一企業が活動しやすい国」をめざす「アベノミクス」

### a) 「旧・アベノミクス」

安倍晋三が「文芸春秋」（2015年12月号）で「アベノミクスの成否を問う——“一億総活躍”わが真意」というタイトルで語っている。これは安倍自身が語る「新・アベノミクス」に関する最新のまとまった文書である。以下まず、これを俎上にのせる。

「新・アベノミクス」が主題であるにもかかわらず、「旧・アベノミクス」の自慢話からスタートしている。つぎのとおりである。「アベノミクス第一次ステージの成果は、今や皆さんに十分ご理解いただけたと自負しています。1ドル80円を切るような行き過ぎた円高は、是正されました。日経平均株価も8000円台から二倍以上、上昇しました。仕事が国内に回帰し始め、100万人以上の雇用を生み出すことができました……給与も17年ぶりの高水準となる賃上げを実現することができました。昨冬のボーナスの伸び率も24年ぶりの高水準でした」。

安倍は、円安や株高を「アベノミクス」の成果だというが、安倍が総理に返り咲く前から、その動きは始まっていた。代表的な近代経済学者の伊藤光晴は、著書『アベノミクス批判——四本の矢を折る』（岩波書店）で、「株価上昇も円安も安倍政権の経済政策がもたらしたものでろうか。財政出動一つをとってみてもよい。安

倍政権の三本の矢のうちの一つ、人からコンクリート、つまり南海トラフ地震の被害予想220兆円と、首都直下型地震予想112兆円のための対策費、10年間で200兆円の公共投資、国土強靱化政策は、いまだ動いていない。私は株価の上昇も円安も別の要因に基づくものであると断言できる」（13ページ）と述べ、「安倍・黒田は何もしていない」と断じている。

安倍は、自分の政権下で雇用が改善され、賃金も上がったという。こういう皮相な見方しかできない総理大臣はただちに退場すべきだ。完全失業率が下がったのは、非正規雇用が増え、劣悪な「雇用機会」が増えたからで、これは雇用の劣化・雇用破壊の深化を意味する。「賃上げゼロ」から「微々たる賃上げ」へと変わったが、消費税の引き上げや生鮮食品の値上げなど消費者物価にカウントされない物品の値上げで、とりわけ低所得者の生活が厳しくなっている。2015年11月初旬に発表された金融資産ゼロ世帯（20歳以上の二人以上世帯で預貯金ゼロの世帯）が、今回調査で初めて30%を超えた（正確には30.9%）。貯金ゼロ世帯の生活がどんなものか、安倍らには想像もつくまい。

その安倍が意識的に触れないのが、大企業の利益が史上最高になっていることだ。年1億円以上の役員報酬を支払った企業数が208社に上り、前回調査よりも18社も増えたこと（日経調査）に安倍はなぜ口を拭うのか。消費税を上げ、法人税を下げたことになぜ触れないのか。

要するに、「アベノミクス」は大企業や資産家からみれば“大成功”で、労働者・国民からみれば“大失敗”なのだ。もう一つのモノサシは、日本経済の健全な発展という長期的視点でみた場合どうかだ。このままだと、「世界一多国籍企業が活動しやすい国」になり、経済の軍

事化が進むことは疑いない。

b) 「新・アベノミクス」

9 月 24 日、自民党総裁再選を報告する両院議員総会後の記者会見で安倍は「アベノミクスは第二ステージへと移ります」と宣言した。安倍が戦争法の成立後、自らの政治の軸足を「安保」から「経済」へ移したことを評して、「安保」で評判を落としたので「経済優先」に当面切り換え、支持率上昇をねらっている、「新・アベノミクス」はそのための材料だ、こういう見方が多い。

そういう一面があることを私も否定しないが、安倍はそんな小手先のことも、前述のごとく「世界一多国籍企業が活動しやすい国」をつくり、同時に経済の軍事化を強めることをねらっている、戦争する国にそなえての「経済大国」、これを土台として「軍事大国」づくりに本腰を入れようとしている、こうみるべきだ。

「一億総活躍社会」の実現という胡散臭いスローガンの裏には安倍のドロドロした“野望”が隠されている。「新・三本の矢」を安倍自身は、つぎのように説明している（前掲「文春」）。

『「一億総活躍」社会の実現に向けて、私は『新・三本の矢』を掲げました。第一の矢は、これまでの『三本の矢』の経済政策を一層強化した『希望を生み出す強い経済』です。そしてその矢が狙う的が、戦後最大となる『GDP 600 兆円』を、2020 年頃までに達成することです」。

この「GDP 600 兆円」なる目標を「生産性革命」で実現する、という。「生産性革命」という造語の意味は何か。

まずは「GDP 600 兆円」という過大な目標の達成には、「革命的な生産性向上」が不可欠

だ、ということだろう。この限りでは「量」の問題だが、「質」の面に注意すべきである。たんなる成長戦略の延長ではなく、後述のように「経済の軍事化」がたくらまれている。

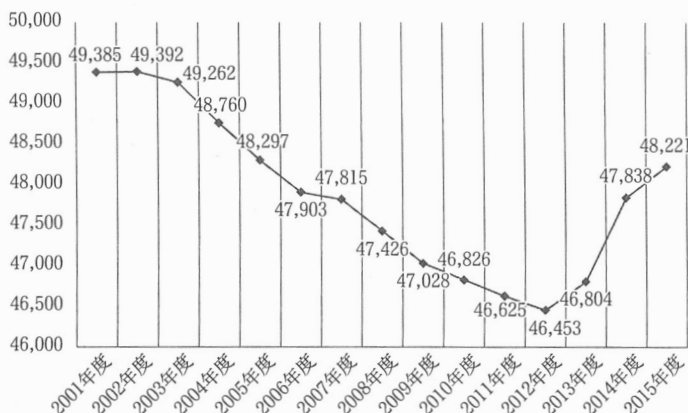
厚労省によると、その目標を「産業分野の生産性向上」と「労働分野の改革」で達成する、ということである。前者の「産業分野の生産性向上」とは、第一次、第二次、第三次産業のすべてで「革命的な生産性向上」を追求するということらしい。後者の「労働分野の改革」も重視されている。安倍らが「生産性の向上」というとき、生産手段の改革（イノベーション）によるだけでなく、労働強化による搾取強化もそこに含めている。これに関連して、ホワイトカラーエグゼンプションや解雇の金銭解決の制度化などが予定されていることは疑いない。今後も「労働改革」は「アベノミクス」の柱であり続ける、ということだ。

安倍はまた、「第二の矢は、『夢をつむぐ子育て支援』で、その矢の的は、2020 年代半ばまでの『希望出生率 1.8 % の実現』です」。「第三の矢『安心につながる社会保障』の的は、『介護離職ゼロ』です。これは 2020 年代初頭までに成し遂げたいと考えています」という。

この第 2、第 3 の「的」については、その「的」実現の実のある政策手段がまったく示されず、しかもその「的」の実現に安倍が責任を持てない「2020 年代半ば」（第二の矢）、「2020 年代初頭」という設定であり、第二・第三の矢は無責任な「人気取り」のスローガンというほかない。安倍の新自由主義の政治経済手法を前提とするかぎり、「第一の矢」と「第二の矢」・「第三の矢」とは両立できないことだけは確かである。

安倍らはなお、「経済の好循環」・「生産性革

過去 15 年間の防衛関係費の推移



(注) 上記の計数は、SACO 関係経費、米軍再編経費のうち地元負担軽減分および新たな政府専用機購入に伴う経費を含まない。これらを含めた防衛関係費の総額は、13 年度は 49,550 億円、14 年度は 49,557 億円、16 年度は 49,026 億円、17 年度は 48,560 億円、18 年度は 48,136 億円、19 年度は 48,013 億円、20 年度は 47,796 億円、21 年度は 47,741 億円、22 年度は 47,903 億円、23 年度は 47,752 億円、24 年度は 47,138 億円、25 年度は 47,538 億円、26 年度は 48,848 億円、27 年度は 49,801 億円になる。  
資料：防衛省「平成 27 年度防衛白書」

命」とのからみで「トリクルダウン」論を主張している。だがもう、労働者・国民はそれに騙されないだろう。そもそも「トリクルダウン」が幻想に終わった責任は、労働者・労働組合の側にある。いくら生産性が上がっても、企業の収益が大きくなっても、それが自動的に賃上げに結びつくわけではない。内部留保にしても同様である。企業・資本が「生産性向上」に熱心なのは、賃金を上げるためではない。指摘するのも躊躇するほど当たり前のことだが、利潤を上げるためだ。

もし自動的に賃上げが実現するのなら、労働組合の賃上げ闘争は無用となる。春闘の半分以上は「リストラ」できよう。大企業が史上空前の収益を上げているいま、微小賃上げに終わっている最大の理由は、労働組合が「賃金交渉」はしても「賃金闘争」といえるたたかいを「遠慮」しているからではないか。ストライキ数（損失日数）が、日中戦争が本格化した「労働運動冬の時代」とくらべて現在のほうが少ない

ことを、いったいどう考えたらいいのだろう。

## 2 「死の商人」の誘惑＝軍事経済化

### a) 「抑止力」論のイロハ

安倍らは、中国や北朝鮮などの脅威をことさら強調し、安全保障をめぐる情勢の変化を口実に、戦争法を成立させた。情勢の「新展開」を口実に、自衛隊が米軍とともに海外でたたかえる体制をとるという。こうして安倍らは「集団的自衛権」の行使容認へとこぎつけた。これは「抑止力」論の考え方に立つ。「抑止力」論はエンドレスの軍拡をもたらす。たえず仮想敵国以上の軍拡をしなければならないという強迫観念に駆られるからである。核の非所有国は核兵器を持とうとする。相手が核をもてば、こちらもとばかり核の連鎖が広がる。このような連鎖・悪循環にいったん巻き込まれると、巻き込まれていることを自覚できなくなる。いまや憲法第 9 条を有する国・戦争を放棄した日本までが、それに巻き込まれている。

このような軍拡競争は、国家予算の多くを軍事費にまわし、国民に社会保障の削減などで犠牲をしいることになる。掲げたグラフは、「過去 15 年間の防衛関係費の推移」を示している（防衛省『防衛白書』2015 年度版）。安倍が政権に返り咲いてから、それまで減少傾向にあった防衛関係費が毎年上昇するようになっている。2013 度が 4 兆 6804 億円、14 年度が 4 兆 7838 億円、15 年度が 4 兆 8221 億円と増えている。これは安倍の公約どおりで、政権に復帰する前に安倍は「我々が政権に就いた際には、海上保安庁や防衛省の予算を増加します。海上保安庁は、領海と排他的経済水域を合わせて世界第 6 位にあたる広大な海を守っていますが、その予算規模は年間わずか 1800 億円。これは東京消防庁の年間約 2400 億円にも及びません。巡視船や人員もまったく足りていないのが現状です。巡視船の新規建造には約 2 年かかるので、緊急措置として退役した自衛艦を海上保安庁に転籍させることも考えられます」（安倍晋三著『新しい国へ』249 ページ）。

安倍は軍事費・軍拡の話になると、とたんに雄弁になるが、福祉・社会保障の話になると「日本という国は、天皇家を中心に五穀豊穡を祈ってきた『瑞穂の国』であります。自立自助を基本とし、不幸にして誰かが病で倒れば、村の人たちみんなでこれを助ける。これが日本古来の社会保障であり、日本人の DNA となっています」（同上、245 ページ）とトーンダウンするのだ。

結局、「抑止力」論による軍拡の連鎖をよるこぶのは、軍拡で儲かる戦闘機・戦車・潜水艦などを生産する軍事産業＝「死の商人」である。そのおこぼれに預かる一部の政治家や官僚など、ほんの一握りの人びとである。その一握りが

「原子力村」のような「圧力団体」をつくり政府を動かし、メディアを操作し、戦争の危機を生産している。長崎が原爆の標的にされたのは、戦艦「武蔵」などを建造した本邦随一の兵器生産工場の集積地であったことを、「死の商人」どもは想起すべきである。

#### b) 活気づく「死の商人」たち

経団連は、これまでも再三、軍事生産・その技術基盤の強化を訴え、政府に圧力をかけてきた。結果、昨年 4 月に「武器輸出三原則」が事実上撤廃（「防衛装備移転三原則」へ変更）された。以後、日本と欧米・アジア諸国との軍備とその技術協力に関する協議等が急速に進展し、具体化している。安倍が大量の「死の商人」を引き連れた諸国行脚は、つとに国民周知のところである。

三菱重工業社長で経団連副会長兼防衛産業委員長の宮永俊一が、つぎのように提言している。「まずは、研究開発を強化するため、そのビジョンを策定し、将来、戦闘機、無人機システム、新型護衛艦などの研究開発を推進すべきである。また、軍事と民生両方のデュアルユース技術を開発することが必要である」とし、「次に、国内に保持すべき技術と、国・地域に応じて海外移転が可能な技術を明確化した、国・地域別戦略と技術戦略を策定し、海外の装備政策の情報収集・分析を行うことが求められる」（「防衛政策の実行に向けて」、『月刊・経団連』2015 年 11 月号）。

そのうえで、「具体的なプログラム」として、つぎの 3 点を挙げている。

「第 1 は、戦闘機 F-35 である。現在、わが国の企業は、その機体の最終組立て・検査、エンジン、ミッション系アビオニクス（電子機



器)の製造に参画している。今後は、諸外国向けの同戦闘機の製造への参画をめざすべきである」。

「第2は、オーストラリアが選定中の新鋭の潜水艦である。現在、日本、ドイツ、フランスが競合しており、わが国の潜水艦の選定に向けて、官民が連携して対応すべきである。具体的には、技術移転の内容を決定し、官民の役割等を定めた仕組みを構築するとともに、政府による広範な支援体制をめざすものである」。

第3は、「ASEAN全体に対する装備品や技術の移転である。南シナ海における海洋監視能力の強化が必要であり、船舶に加えて情報通信インフラ技術等の供与や共同開発が求められる」。

こうした動きに対して「三菱造船所原水協」の冊子『被爆70年・戦争する国づくりと三菱の兵器生産』は、つぎのように警告を発している。「安倍政権は、こうした武器輸出を『経済成長戦略』＝アベノミクスの重要な柱として位置づけています。『戦争する国』をめざし経済の軍事化、軍事産業の『人殺し兵器』輸出とが一体で進行しているのです」。「新・アベノミクス」の最大の特徴は、ここにあるのだ。

## おわりに

### ——安倍政権の危険な「火遊び」

第一次政権で安倍は、自分のやりたいことを矢継ぎ早に打ち出した。憲法を自分の任期中に変えると宣言し、憲法と一体の教育基本法を変え(改悪)、改憲手続に関する法律である国民投票法を成立させ、国防軍などの誕生を想定して防衛庁を防衛省に格上げした。このような極右的・国家主義的な政権運営と、小泉「構造改革」を継承した新自由主義的な経済政策が国民

の反発・怒りをかい、2007年夏の参議院選挙で民主党を圧勝させ、まもなく政権を投げ出した。こうして第一次安倍政権は一年足らずの短命に終わった。

2012年末に政権に返り咲いた安倍は、第一次政権の轍を踏むまいと「猛省」し、メディア操作を強め、「アベノミクス」なる旗を掲げ、「デフレ脱却」を前面に打ち出し、すでに始まっていた円安化・株高化の動きを「アベノミクス」の成果であるかのようにメディアを動員して宣伝し、13年7月の参議院選挙で自公与党の議席を三分の二強へと伸ばした。これをバネに「積極的平和主義」なる怪しげな経文を唱え、13年の11～12月に国家安全保障会議設置、秘密保護法成立、新防衛大綱閣議決定、国家安全保障戦略閣議決定などと平和憲法無視の暴走をするに至った。翌14年4月には武器輸出三原則を撤廃し、ついに7月には「集团的自衛権行使容認」を閣議決定した。これらを既成事実化するためNHKを「安倍放送局」に改造し、読売・サンケイ・日経などのメディアを“しもべ”に、戦争法成立に向け暴走し、9月にその野望を果たした。

安倍の危険な「火遊び」をこれ以上許せば、この国はどうなるか。真剣に考えたい。ここまですき終えたところで、フランス・パリでの憎むべき同時多発テロ発生のニュースに接した。決して「対岸の火事」ではあるまい。

(まきの とみお・労働総研顧問、日本大学名誉教授)

特集 ● 戦争法廃止、9条生かす国づくりを

# 「新しい基地は造らせない」 ——新たなたたかひの発展

小泉親司

沖縄の辺野古新基地建設をめぐる情勢は、緊迫した局面を迎えている。

10月13日、翁長雄志沖縄県知事は、仲井眞前県知事がおこなった新基地建設のための埋め立て工事「承認」を「取り消す」決定をおこなった。8割を超える県民の民意が「新基地建設反対」を表明しているもとでの当然の決定である。これによって辺野古で行われている工事は「違法工事」となった。

これに対し、安倍内閣は、行政不服審査法にもとづいて、知事の決定の「執行停止」を求める不服審査請求を石井国土交通大臣におこない、国交大臣は10月27日、知事に対し、「執行停止」を求める勧告をおこなった。また、知事が勧告に従わない場合は、「代執行」の手続きをおこなうことを閣議了解した。さらに28日、県に対し、「普天間飛行場代替施設建設事業」の工事着手届を提出し、埋め立ての本体工事に着手したと発表した。

翁長知事は、行政不服審査請求の不法を指摘して、「勧告には従わない」ことを表明し、国と地方自治体の争いを調停する国の係争処理委員会に提訴するとともに、11月6日、国に対し、「取り消し」は適法であること、工事を直ちに中止することを求める申し入れをおこなった。これに対し、安倍内閣は11月17日、埋め立て承認の「取り消し」を撤回させる国の「代執

行」をおこなうため裁判に訴えた。

## 高まる県民の怒り

これら安倍内閣の一連の強権的措置に、沖縄県民の怒りが爆発した。翁長知事は、国の「代執行」の訴えに対し、「沖縄県民にとっては、『銃剣とブルドーザー』による強制収用を思いおこさせるものであります」と強い憤りを表明した。名護市の稲嶺市長は、埋め立て本体の工事着工について、「本体工事に入るにあたっては県や地元名護市との事前協議が必要である。これを無視してのやり方は、本体工事とは認められない」とのべた。また多くの県民の中に、「国が行政不服審査請求を起こし、国が知事の行為を執行停止する。これは猿芝居だ。国家権力を使って地方自治を破壊するものだ」との怒りが広がった。

現地辺野古では19日、座り込み500日の集会が開かれ、1200名の県民が結集し、工事車両が入るゲートを封鎖した。安倍内閣は、現地の警察の対応ではなまぬるいと、警視庁から機動隊150名を送り込み、座り込みに対する強硬措置に打って出ている。多くの県民は、戦争法に続いて安倍内閣の暴走政治は絶対に許せない、「新しい基地は絶対に造らせない」とのあらたな決意を固めた運動をすすめている。

国民のなかには、「本体工事が着工された」

とか「代執行で基地建設が強行されてしまうのではないか」といった不安の声があるが、現状は決してそうではない。今回安倍内閣が強行している強権政治は、政府の焦りのあらわれであり、追い込まれているのは国、つまり安倍内閣であり、その追い込まれた「狂犬」がキバを向いているのにすぎないのである。

## 圧倒的民意を無視したファッショ政治に未来はない

いまの安倍内閣の強権政治は、なによりも沖縄県民の圧倒的な民意を完全に無視した暴挙であり、民主主義国家では考えられない「独裁国家」と言うべき強権措置である。このような民意を無視した工事強行に未来はない。

辺野古の新基地建設は、最近の県民世論調査では、8割以上が「反対」を明確にしている。全国的には、過半数を超える53%（朝日新聞調査）が「反対」を表明している。翁長知事がおこなった埋め立て承認の「取り消し」は、最新の世論調査でも73%が支持を表明している。翁長知事の「取り消し」決定は、こうした圧倒的県民の民意を代表した決定なのである。

周知のように2014年の県知事選挙では、辺野古新基地反対をかかげる翁長知事が10万票という大差をつけて圧勝した。県知事選挙に先立つ1月の地元名護市長選挙でも、稲嶺現市長が前回の2倍強の差をつけて勝利した。また、年末の総選挙では、新基地反対の「オール沖縄」候補が4つのすべての選挙区で勝利した。一連の勝利で、「新基地反対」が圧倒的多数であることが明確にされたのである。

安倍内閣はこうした民意に一顧だにせずに、ポーリング調査を強行し、翁長知事の「取り消し」に対しても、さまざまな対抗措置をとり、

民主主義の基本である「民意」に挑戦してきた。

重要なことは、このような民主主義を破壊して強行する工事には決して未来がないことである。アメリカの有力紙「ニューヨーク・タイムズ」は、「沖縄県民の意思の否定」と題する社説をかかげ、日米両政府の民主主義が問われていると指摘した。また、クリスチャン・サイエンス・モニター紙は、安倍政権と沖縄県民との緊張がこのまま激化すれば、不利になるのは政権側だとの論評記事を掲載している。沖縄国際大学の前泊博盛教授は、総選挙直後「国会で多数を占める安倍政権が、その気になれば、選挙で示された沖縄（地方）の民意などひとたまりもない。ポストとカネと恫喝でいとも簡単にねじ伏せてしまう、この国はいつから選挙で示された『民意』をカネや恫喝で捻じ曲げる横暴な国に成り下がってしまったのか。沖縄から見る限り、すでに日本は、民主主義国家ではなく、一党独裁国家になったような印象さえ受ける」（沖縄タイムス、2015年1月8日付）とのべたが、安倍内閣の行為はまさにこの指摘通り、「独裁国家」の様相を呈している。

翁長知事が言うように、たとえ本体工事が着工されても、工事完了期間は10年～15年という長きにわたるたたかいであり、安倍内閣の暴挙があらためて多くの県民の怒りを呼び起こすことは必至である。

## 「本体工事」着工という脅しとごまかし

安倍内閣は、この「民意」をつぶして埋め立て工事を強行するため、数々の詐術とごまかしを使っている。しかし、これらが避けがたい数々の矛盾に直面せざるを得ないことは、つぎのような点からも明確である。

その最たるものは、埋め立ての「本体工事」を着工したというごまかしである。これはボーリング（掘削）工事が大幅に遅れ、なかなか埋め立て本体工事に入れない政府の焦燥感を端的にあらわしている。

沖縄防衛局は 10 月 28 日、沖縄県環境影響評価条例にもとづき、「普天間飛行場施設建設事業」の「工事着手届」を県に提出した。つまり、本体工事に着手したというもので、完了予定は 5 年後の 2020 年（平成 32 年）10 月 31 日としている。

事情を詳しく知らない県民や全国の人々のなかには、「とうとう埋め立て工事に入ったか」との懸念の声が出たが、これは県民をだまして工事を強行する、防衛省の一連の詐術的行為に過ぎない。

そもそも本体工事の前提となるボーリング調査はいまだ完了していない。3 月末に完了予定であったが、多くの県民のたたかひの前に「年内中」に延期せざるを得なくなっている。本来、ボーリング調査という基礎工事が完了したあと、その見積りや環境影響調査を検証し、本体工事に入るのが常識にもかかわらず、これらをすべて省略して、「本体工事着工」と言っているのに過ぎないのである。

しかも、仲井真前知事が「承認」した際の「留意事項」では、「一、工事の施工について工事の実施設計について事前に県との協議をおこなうこと」とはっきり明記されている。

国がよりどころとする仲井真前知事でさえも、上記のような決定をおこなったのである。

しかし今回の本体工事着工では、沖縄県にも、名護市にもなんらの「事前協議」が行われておらず、約束破りの強権政治に走っている。

また、沖縄防衛局は、本体工事について、辺

野古崎の「陸上作業ヤード」整備工事が、「環境影響評価書」で「公有水面の埋立」工事にふくまれているので、「本体工事として発表した」としている。しかし、「陸上作業ヤード整備工事」を「埋立工事」と称すること自体、重大問題である。その工事自体は、「整備工事」でもなんでもない。いま、この場所は、埋立予定地域に隣接するキャンプ・シュアブの元米軍兵舎解体工事のがれきが積み上げられており、工事などできる状態にはない。つまり、やろうとしている「本体工事」は、がれきの後片付け作業にすぎないのである。

なぜこのような偽りの本体工事を表明したのか。それは、ボーリング調査が遅れ、このままでは世論の批判を受けることから、工事強行で「既成事実」をでっちあげ、県民のたたかひを沈静化させるねらいがあるとみられている。きわめて姑息な手段である。

## 迫られる文化財の調査・保全

しかも、防衛省が「本体工事」と呼んでいる「陸上作業ヤード」周辺では、最近、「碇石<sup>いかりいし</sup>」などの重要な文化財が発見され、この調査と保護をどのようにするのが問われている。「碇石」とは、琉球王朝時代、船を係留するために使われた物で、重要文化財としての価値が高いものである。

この文化財の調査では、7 月 7 日から文化財確認の試掘調査がおこなわれており、計画では来年 2 月までの文化財調査がおこなわれる予定である。10 月中旬には、さらに数点の土器や石器が発見されている。沖縄県教育委員会は、この一帯を遺跡と認定する可能性が高いとされ（沖縄タイムス、11 月 3 日付）、県教委と名護市教育委員会は試掘調査や本調査を予定してい

る。

しかし、この地域には、元米軍兵舎解体工事のコンクリート殻などが散乱しているため、68ヶ所の試掘予定地のうち35ヶ所しか試掘できずにいた。この後片付けが終われば直ちに試掘調査に入り、それまでは埋め立て工事などの「本体工事」はいつさいできないのである。沖縄防衛局はそれを「本体工事」と偽っているが、一体、文化財調査を排して「本体工事」として「陸上作業ヤード」の工事を強行しようとするのだろうか。

防衛省の環境監視委員会の専門家への資金提供問題も重大な問題である。

地元紙の報道で、監視委員会の学者専門家が、埋め立ての施工業者から研究費などの名目で資金提供を受けていたというのである。監視委は、本体工事の事前協議と同様に、仲井真前知事の埋め立て承認の際の「留意事項」にもとづいて、工事が環境保全を行いながら実施されているかどうか、「万全を期す」ために設置されたのである。その委員が、施工業者から資金提供を受けて、きちんとした監視ができるのか、誰もが疑問を呈する問題である。ところが中谷防衛大臣は、なんら問題はないといなおったのである。こんな不条理はない。

このように翁長知事の「承認取り消し」がおこなわれたのに、さまざまなごまかしで本体工事を強行する、買収まがいの行為で環境保全をないがしろにする、このような工事は直ちに中止すべきである。

## 地方自治を破壊して、強行に走る暴挙

防衛省のごまかしの行状は、これだけではない。安倍内閣は、行政不服審査法を悪用して、国の権力で地方自治を奪う暴挙にでた。

安倍内閣は、翁長県知事の埋め立て承認「取り消し」の正当な行為に対して、これを「執行停止」に追い込み、工事を強行するために、国土交通大臣に対し「行政不服審査請求」をおこなった。

行政不服審査法にもとづく「審査請求」はそもそも、「行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し」、「国民の権利利益の救済を図る」（行政不服審査法第一条）ことを目的とするもので、国民の救済措置として法制化したものである。あくまで「国民」、法律的には「私人」が「不服審査請求」をおこなう制度だ。

ところが安倍内閣は、防衛省という国の機関が「国民」＝「私人」に“なりすまし”、翁長知事の行為は「不服だ」と申し立てたのである。前代未聞の措置である。これに対し、石井国交大臣が申し立ては「正当」だとして、県知事の承認「取り消し」の「執行停止」を決定したのである。国の権力を悪用して、地方自治体を弾圧する暴挙にほかならない。

日本国憲法92条は、戦前の大日本帝国憲法にはなかった「地方自治の本旨」を明記し、地方自治体が自治権をもつ「地方自治」を明確にした。最近では、「地方分権」として、地方自治の拡大が強調されている。安倍内閣の今回の行為は、こうした「地方自治」と民主主義に真っ向から挑戦するものであり、絶対に認められるものではない。

もうひとつの地方自治破壊は、名護市久辺3区への振興費補助問題である。安倍内閣は、埋め立て予定地区の辺野古、久志、豊原の3つの区に名護市を通さず、頭越しで直接振興費を補助するという措置に打って出た。分断工作である。国会で根拠を問われた菅官房長官は、近隣

でおこなわれている反対運動の拡声器騒音のためというんでもない発言をした。全く根拠のない支出で、周辺住民と反対運動の分断工作にでたのである。しかし、地元の区長のなかには、「条件付き容認ではない」との姿勢をとっている区長もいる。稲嶺名護市長は、「やり方が普通じゃない。地方自治への介入だと思う」と怒りを新たにしている。

## ・代執行の暴挙は絶対に許せない

安倍内閣は 11 月 17 日、翁長知事が承認取り消しの「執行停止」に応じないとして、国の「代執行」を求める裁判に打ってでた。これも、国家権力で地方自治体を従わせる時代錯誤の措置である。

国の「代執行」とは、地方自治体が国の事業の行為に従わず、その不履行が「著しく公益性に反すると認められる」場合、国が代わって事業を執行するというものである（地方自治法第 250 条の 8）。問題は、辺野古新基地建設に関連する行為が、「著しく公益性に反する」と認められるのかどうかが焦点である。安倍内閣が福岡高等裁判所那覇支部に提出した訴状によると、①普天間基地の危険性が一日も早く除去されなければならない、②日米関係を損ねてはならない、の二点をあげている。

そもそも県民の圧倒的多数が反対する新しい米軍基地の建設が、「公益性」をもつのかが問われている。爆音被害や戦争のための出撃基地建設が「公益性」というのか、爆音被害やサンゴを潰しての基地建設が果たして「公益性」というのかが第一に問われることである。

安倍内閣はしきりに普天間基地の危険性除去を言うが、この危険性を長期にわたって普天間周辺住民に強いてきたのはほかならぬ自民党政

権、つまり、安倍自民党自身である。しかも、普天間の一日も早い「閉鎖・撤去」をせずに、辺野古「移設」といって、今後 10 年以上も危険性を残しているのも安倍自民党である。それほど危険性を言うのなら、普天間基地を直ちに「閉鎖」して、日本に返還すべきである。これをやらずに、危険性除去が「公益性」にあたるなどという論理は受け入れられることはできない。

日米関係も同様である。安倍内閣にとってこの日米関係は、日米安保条約という日米軍事同盟関係のことであり、これを「公益性」というのであれば、米軍基地はいつになっても返還できないことになる。

このように安倍内閣がいう「公益性」は、国民の「公益性」とは真逆のものである。安倍内閣が法廷闘争で求める「代執行」は、野放しの強権政治に道を開くもので、法廷のなかでの告発ばかりでなく、県民運動においても、その危険性を告発していくことが重要である。

安倍内閣の対応は、圧倒的民意の点でも、代執行という点でも、地方自治の問題でも、その強権ぶりは異常である。このような強権政治に「ノー」の声を大きくあげることが求められている。

## 埋め立てに立ちはだかる数々の「難関」

安倍内閣がこうした強権政治に走る背景には、今後の工事に政府にとって数々の「難関」が立ちはだかっていることがある。

ひとつは、美謝川の水路切り替え工事だ。埋め立て予定地には、名護市民の水ガメとなっている辺野古ダムから美謝川が流れ込んでいる。この水路を切り替えないと埋め立て工事ができ



ない。この美謝川は管理者が名護市であるため、稲嶺市長の許可を得ないと工事に入れないのだ。しかも当初予定していた大浦湾への切り替えが不可能となり、まったく見通しが立っていない。沖縄防衛局は、埋め立てを承認した仲井真知事の退任前にこの水路付替えを承認してもらうため、“駆け込み”の工事変更申請をおこなったが、仲井真知事さえ承認しなかったことなのである。

第二は、埋め立て土砂の調達と搬入方法だ。辺野古の埋め立てに必要な土砂は2100万立米にのぼる。その7割は県外から調達しなければならない。北九州や奄美大島、熊本県天草市などから調達するとしている。これらの地域では、土砂搬出に反対する市民運動が展開されている。また、7月13日、特定外来生物の流入を防止するための県土砂条例がつくられ、沖縄県の検査なしには土砂を調達することができない。

土砂の搬入方法でも行き詰まっている。沖縄防衛局は、辺野古ダム周辺の土砂を搬入するため、ベルトコンベアーで運ぶ計画だった。これが名護市の管轄区域であるため、不可能と判断し、ダンプカーで輸送する計画に切り替え、昨年末、美謝川の切り替えと一緒に工事変更申請をおこなったのである。しかし、仲井真知事でさえ、環境上の理由などから「不承認」に至ったのである。

第三が、岩礁破碎許可だ。すでに岩礁破碎がサンゴを傷つけているとして大問題になったが、埋め立ての護岸工事のための汚濁防止膜の設置に286個の巨大なコンクリートブロックを設置するために許可が必要になる。この権限は沖縄県知事の許可が必要である。

安倍内閣は、このような「難関」に直面して、強権政治に救いの手を求めているに過ぎないの

である。

## 翁長知事の「取り消し」は適法である

翁長知事は11月12日、こうした安倍内閣のさまざまな妨害と強権政治のなか、国に対して「県の承認取り消しは適法であり、正当だ」として、県として「本年7月の第三者委員会の検証結果を受けてこれを精査した結果、取り消し得べき瑕疵があるものと認められたことから、取り消しをおこなった」とのべた。また、「審査請求手続きにおける執行停止決定及び代執行への移行といった一連の政府の対応は、団体自治、住民自治といった地方自治の本旨に照らしても、きわめて不当であり、今日の事態に至ったことは誠に残念だ」と強調した。

翁長知事の埋め立て「承認」の「取り消し」行為は、公有水面埋立法にもとづく承認基準を詳細に検討して「法的に瑕疵がある」と下した結論であり、きわめて正当な行為である。

公有水面埋立法は、国などが埋め立て事業を行う場合に、埋め立てた土地が「国土利用上適切かつ合理的」かどうかを判断すること（第4条一号）、「環境保全及び災害防止に十分に配慮する」（同条二号）、普天間基地の移設にあたって辺野古を埋め立てる必要性があるかどうかを検討する（同条三号）ことが条件とされている。

翁長知事は、仲井真前知事が「承認」した際、このような要件が十分検討されなかったとして、「法的に瑕疵がある」と判断し、「取り消し」たのである。例えば、環境保全措置では、辺野古の豊潤な海を埋め立てて、環境保全ができるのか、ウミガメやジュゴン、サンゴなどが生息できるのか深く検討し、仲井真県知事の「承認」では法律の要件を満たしていない。これは、仲井真知事自身が県議会で、辺野古「移設」だけ

を主張する議員を「政治の墮落」などと批判していたことから明らかだ。

ところが安倍首相は、11月10日の衆院予算委員会閉会中審査で、「(仲井真知事の承認は)適法。取り消しは違法」というだけで、その明確な根拠をなんら示さなかった。

本来この問題は、沖縄県が「法的な瑕疵」としての「取り消し」に対し、国が「適法」というなら、その根拠を沖縄県に明確に示し、論争によって解決すべき問題である。ところが、安倍内閣の手法は、反対論には耳も貸さず、「辺野古が唯一の選択肢」という日米間の合意にしがみついているにすぎないのである。地元マスコミが「実際は問答無用の強権的姿勢がむきだしだ」(タイムス、11月12日付)と指摘しているのはここにある。それが「執行停止」「代執行」と強権的手法なのである。

なぜこのような対応に終始しているのであろうか。それは、安倍内閣が、沖縄県が主張している「法的な瑕疵がある」との主張に反論するすべがないからである。仲井真前知事の承認が「適法」というなら、翁長知事が指摘した問題に答えるべきである。

## 「オール沖縄」の新たな胎動

翁長知事は、安倍内閣による強権政治には屈しない態度を明確にするとともに、①行政と裁判闘争、②島ぐるみの県民運動、③政治・選挙闘争(1月の宜野湾市長選挙、6月の県議選挙、参議院選挙)——いずれのたたかいでも勝利することが重要であるとのべた。県民は、翁長知事を応援し、新たなたたかいに向かっている。

11月14日には、「オール沖縄会議」の結成をめざす準備会が開かれ、2015年内中にも結成の運びである。これまで「オール沖縄」のた

たかいは、選挙であったが、今回の「会議」は、翁長県政と一体となった県民運動体である。「建白書」の実現をめざす全県民規模の恒常的運動体がうまれるのである。辺野古新基地闘争にとって画期的な前進である。

また、選挙闘争では、新年の1月24日、普天間基地のある宜野湾市長選挙がおこなわれるが、「新基地建設反対」をかかげる志村恵一郎氏と容認派の現市長との一騎打ちの選挙だ。参議院選挙は、1人区で、沖縄・北方大臣の島尻あい子氏と元宜野湾市長の伊波洋一氏のしのぎを削るたたかいは展開されている。ここでも「新基地建設反対」の民意を明確に示すときである。

「新しい基地は絶対つくらせない」——この一点で、県民の共同と屈しないたたかいは広がっている。

(こいずみ ちかし・安保破棄中央実行委員会常任幹事)

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

## 戦争法反対から廃止に ——運動で何を引き継ぐか

小田川義和

### はじめに

10 月に入り、「シールズの連絡先を教えてほしい」との要請を何人かの方からいただいた。2015 年夏のたたかひのインパクトの強さや、青年、学生の政治的变化への期待の大きさを感じた時でもあった。

シールズ (SEALDs; Students Emergency Action for Liberal Democracy - s) やママの会 (安保関連法に反対するママの会)、学者の会 (安全保障法制に反対する学者の会) など、これまでは政治的主張を外に向けて発信しなかった人々が、安全保障法案＝戦争法案の成立に反対して旺盛な取り組みを行ったことが、2015 年夏のたたかひの特徴だと言われる。

参議院での法案審議の山場の時期、連日の雨の中、深夜までの国会前行動に数万人もの市民が押し寄せ続ける状況は、慣れ親しんできた「動員型」の運動とは異質のものを感ずるのに十分であった。手作りのプラカードを掲げ、長時間路上に立ち続ける姿には、「本気で戦争法を止める」との気迫を感じ、つながりあう連帯感も大きかったように思う。

そのような状況が作り出される上で、「民主主義って何だ」などの耳新しいコールや、「誰の子どもも殺させない」と切実に訴える母親の存在は大きかった。

そのような、2015 年夏のたたかひの経過を振り返り、引き継ぐ課題を考えてみたい。

### 1 若干の経過 (戦争法案提出まで)

(1) 2012 年 12 月の総選挙で、第 2 次安倍政権が誕生した。同政権は、当初は憲法第 96 条を「改正」し、改憲のハードルを下げることを企図していた。

全労連は、2013 年 7 月に開催した第 49 回評議員会で、「憲法を暮らしにいかすキャンペーン運動」の通年的な強化を呼びかけた。先取りして言えば、戦争法反対のたたかひが平和主義まもれだけではなく、立憲主義、民主主義まもれの運動と一体化して大きな広がりをもったことを見れば、この評議員会での方針提起は的外れではなかった。

しかし、安倍首相は、明文改憲への根強い反対から、2013 年 7 月の参議院選挙では「96 条改定」を封印し、経済政策重視を打ち出すことで、自公で 135 議席を獲得し、衆参両院ともに与党が過半数を握る結果を得た。

(2) この政治的な力関係の変化の下で、安倍政権が手をつけたのが立法改憲であった。2013 年秋の臨時国会に特定秘密保護法案を提出し、一カ月余りの審議で 12 月 6 日には成立させる暴挙が行われたことが、それを物語っている。

この法案成立に反対し、後の総がかり行動実行委員会に参加する多くの団体が共同して二度の日

比谷野外音楽堂での大規模集会を取り組み、日弁連などが中心となった共同が各地でも前進した。この時のたたかいが戦争法案成立阻止のたたかいの原型となった。

全労連は、この法案審議の時期に憲法・全国キャラバンを実施し、特定秘密保護法反対の宣伝行動などに取り組んだ。しかし、職場のたたかいを前進させ、地域の一点共闘で積極的な役割を果たすという点では、必ずしも十分な取り組みとならなかった。秘密保護法反対のたたかいで「全労連の姿が見えない」との批判もあった。

この点の反省が、後に触れる憲法共同センター（戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかに共同センター）への発展・改組の動機となった。

(3) 2014 年 5 月 15 日に、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が、「自衛のための措置は必要最小限度にとどまるべき」というこれまでの政府解釈に立っても、『『必要最小限度』の中に集団的自衛権の行使も含まれる』、とする報告を行った。

この報告書をもとに安倍政権は、7 月 1 日に閣議決定を行い、のちに存立危機事態と「規定」される状況下での集団的自衛権行使は可能とする解釈改憲にふみきった。

「戦争する国」に 180 度転換する動きを政府が急加速させた情勢下、全労連などは、団体間の運動調整の場であった憲法共同センターを改組し、戦争する国づくり反対、9 条守れのたたかいを統一して進める運動体として再スタートさせた。

7 月 1 日の閣議決定の段階で呼びかけられた官邸前の行動には、数万人規模の市民が押し寄せたが、再スタート間もない憲法共同センターが積極的な役割を発揮するまでにはいたらず、運動が後手を引いた感は否めなかった。このことへの反省が、より広範な共闘を模索する契機にもなった。

(4) 2014 年 7 月に開催した第 27 回定期大会で全労連は、『戦争する国』づくり反対の一点共

闘」の追求を確認した。

この確認ももとに、大会直後から、すでに同様の運動目的で活動を行っていた「解釈で憲法 9 条を壊すな！実行委員会（9 条壊すな実行委員会）」、「戦争をさせない 1000 人委員会（1000 人委員会）」の二つの団体に共闘を申し入れ、協議を開始した。

80 年代初頭からの共産党外しの政治状況、1989 年の労線再編以降の労働運動の分裂状況のもとで、平和、憲法課題などでの統一した運動は長らく成立しなかった。

しかし、安倍首相が戦争法成立を視野に、政権固めを狙って 2014 年年末総選挙に打って出る中、政権への危機意識も共有され、共闘の論議も前進し、12 月 15 日に前述の三団体を中心とする「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会（総がかり行動実行委員会）」の結成となった。

総がかり行動実行委員会の共闘の目標は、①集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回、日米ガイドライン・戦争関連法改定反対と安倍政権退陣に加え、②関連課題として沖縄辺野古沖への新基地建設反対、原発再稼働反対も視野に入れている。国民的に反対意見の強い課題も視野に入れ、安倍政権の暴走政治ストップの運動を意識した「一点共闘」が総がかり行動実行委員会なのである。

## 2 戦争法案廃案をめざしたたたかいの経過

(1) 自民、公明両党は、2015 年 2 月に入り、「安全保障法制整備に関する与党協議会」を再開し、3 月 20 日に「合意」に達した。これを受けて政府は法案作成作業を加速させ、5 月 14 日に安全保障法関連 2 法案（国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案＝戦争法案）を閣議決定し、翌 15 日に国会に提出した。

また、4 月 27 日に日米ガイドラインの再々改定に合意し、訪米した安倍首相がアメリカ議会で「2015 年夏までの戦争法成立」を公言した。日米

軍事同盟強化目的の戦争法案を国会内の数の力で強行する姿勢を当初から示していた。このような国会軽視の安倍首相への批判も、その後の運動の広がりにつながった。

情勢が激変する中、総がかり行動実行委員会が取り組んだ5月3日の横浜・臨港パークでの憲法集会には、主催者の予想を超える3万人以上の人が参加し、戦争法案廃案をめざすたたかいへの大きな狼煙をあげることとなった。この集会では、ナショナルセンター系列を超えた労働組合の旗も林立したが、集会実行委員会が事前に行った新聞意見広告などを見て参加した市民も相当数にのぼり、市民的な関心の強さを実感するものとなった。

(2) 6月4日の衆議院憲法審査会に出席した3名の憲法学者は、そろって戦争法案の違憲性を指摘した。それまでの国会論戦でも明らかになりつつあったが、戦争法案の争点が憲法違反、平和主義破壊、立憲主義破壊にあることをより明確するものであった。

さらに、「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」(6月3日)が出され、学者の会のアピール賛同署名が6月から開始された。同様の声明、アピールは、映画人9条の会や演劇人、宗教者などからも連続して出された。各大学での「有志の会」での取り組みや、シールズの毎週金曜日国会行動が開始されたのも6月初中旬であった。戦争法反対の市民運動が急速に広がりはじめた。

しかし、衆議院の法案審議の段階であったこの時期の行動、例えば6月14日や24日の国会包囲行動は組織的動員に支えられた面が強く、シールズなどとの連携も不十分なものであった。

組織的な運動が、戦争法案廃案のたたかいの「種火に火をつける」役割を担った。

(3) 戦争法案は、7月16日に衆議院本会議で採決が強行された。この暴挙に対し、総がかり行

動実行委員会は7月14日から17日の連続行動をよびかけた。

行動には連日、数万人の市民が駆けつけ、シールズなどとの共同も前進した。また、国会前の行動と全国各地での取り組みの連携が強まったのもこの時期からであった。ラップ調のコールが、各地の集会でも聞かれるようになった。

戦争する国づくり反対の平和主義と、憲法ルールまものの立憲主義、そして主権者国民の声を聞けと言う民主主義、それぞれの立場の運動が合流し、参議院段階のたたかいに希望をつなぐ状況を作り出すことになった。

全労連は、この7月に開催した第52回評議員会で、一点共闘での奮闘と同時に、延長国会の終盤、9月初旬に、ストライキを含む行動でたたかいに参加することを呼びかけた。たたかいへの全員参加を呼びかけたことが、職場での論議を活性化させ、行動への組合員参加を促すことになった。

(4) 運動と政治状況が変化をし始めたもとで、総がかり行動実行委員会は「8.30・10万人国会包囲、全国100万人行動」を呼びかけた。

雨天の取り組みとなった8月30日には、国会と霞が関周辺に12万人が参加し、前日なども含め「2000か所以上で数千回をこえる抗議」「累計して130万人以上の人々が路上に出て声をあげた」(9月15日参議院特別委員会、中央公聴会での奥田愛基公述人の発言)状況となった。

かつてない歴史的な取り組みを成功させるため、全労連をはじめとする共同センター参加の各団体が、参加者の組織、行動の下支えなどで果たした役割は大きい。同時に、取り組みを成功させたことへの確信が、戦争法成立後のたたかいへの素早い立ち上がりにつながっていると考える。

また、政府に強い危機感を抱かせたことは、参加者数をめぐるいくつかの発言やマスコミ報道からもうかがい知ることができる。

(5) 9月に入り安倍首相は、戦争法案の強行

成立を公言するようになった。このことから、総がかり行動実行委員会は9月8日以降、ほぼ連日の行動をよびかけた。とりわけ、9月14日以降、国会正門前で行動には3万～4万人の市民が押し寄せ、国会内で奮闘する野党を激励し、終日、法案成立反対、安倍内閣退陣の声で国会を包囲し続けた。同様の状況は、全国各地にも広がった。

このような国会周辺での取り組みに呼応するかたちで、全労連が9月2日、9日に呼びかけた全国一斉総行動が取り組まれた。

JMIU、全印総連、医労連、生協労連などでの戦争法廃案も掲げたストライキを実施した。また、医労連は、ストライキの成功とも結んで232組合503の職場で戦争法反対決議をあげ、812組織が新聞意見広告のための組合員カンパ活動に取り組んだ。

さらに、全教が取り組んだ「全国教職員投票」は、3754職場・5万1000人以上が意思表明を行っている。

県労連、地域労連の奮闘もめざましく、長らく休眠状態にあった地域労連が、戦争法案反対のたたかいの中心を担うことで再活性化した、と北海道労連は報告している。

たたかいの中で運動が発展し、組合員の確信が深まり、さらに運動と組織が前進する、教訓は職場と地域でいくつも生まれている。

(6) 9月17日の参議院特別委員会で、議事録も取れない異常な状況下で戦争法案の「採決」が強行された。前日開かれた地方公聴会の報告も行われないという異常な状況の下での採決であり、その有効性が疑われるものであった。最終版、野党は結束して内閣不信任案を提出するなど、出来る限りの抵抗をおこなったが、19日の未明、国会内の数の力で強行採決された。

この野党の結集を作り出すうえで、運動の高まりは決定的な意味を持っていた。

当初、戦争法案の廃案をめざす野党共闘は成立

せず、法案修正をめざす動きもあり、野党第一党の中からはこれに同調する動きもあった。それが、国会前の行動や、市民運動が実施する街頭宣伝への参加が繰り返される中で、戦争法案の廃案、安倍内閣打倒の政治的合意が作り上げられたことを目の当たりにした。

そのような政治の変化が運動を励まし、最終版のたたかいが盛り上がったことは「野党がんばれ」のコールが国会を包囲し続けたことにも示されている。

(7) この最終盤の取り組みの高揚が、戦争法成立後の法廃止運動に引き継がれ、日本共産党の「戦争法廃止のための国民連合政府」構想に期待が寄せられ、民主党がよびかけた「野党5党と戦争法案に反対した主要な6団体との意見交換会」が連続して開催されていることに反映している。

共闘も継続、発展しており、それぞれの団体が独自の取り組みを進めると同時に、総がかり行動実行委員会など29団体が、「戦争法廃止と立憲主義まもれ」の項目を一致させた2000万統一署名が11月から開始されたことも画期的である。

次の節目と目標は、2016年夏の参議院選挙で自公の議席を過半数割れに追い込むことにあり、その共闘を固くしていく上で、戦争法廃止の要求とその声を形にする2000万統一署名が重要な位置を占めていることは強調したい。

### 3 たたかい高揚の背景

(1) 9月20日、戦争法の成立への学者の会の抗議声明では、2015年夏のたたかいは総がかり行動実行委員会が「政党党派はもとより、思想や信条もこえた共同を実現するためにあらゆる努力をしてきたことによって形成された」とし、学者の会とシールズ、そして日弁連との共同行動も「こうした新しい運動の繋がりの中で実現した」と述べている。

シールズのメンバーの一人は、「旧い左翼は今

でも好きになれない。しかし、戦争法反対での総がかりの努力には感謝している」と、法案成立直後に述べた。

護憲勢力と明確に位置づけられる総がかり行動実行委員会への評価は、これらの記述、発言に尽きと思う。

護憲という明確な旗を高く掲げつつ、市民的な共闘を拡大するために徹底して柔軟に対応することや組織力をいかした運動のサポートは、全労連のような組織の取り組みでの基本だと考える。「図体が大きいものが譲るのは当然」、1000人委員会の代表は繰り返しその言葉を口にした。

(2) 戦争法反対のたたかい以前にも、3.11福島原発事故以降の原発ゼロをめざす運動や、TPP交渉参加反対、撤退の取り組み、特定秘密保護法反対のたたかい、あるいは沖縄・名護市辺野古沖への基地建設反対のたたかい、政治的には沖縄県知事選や大阪都構想での住民投票運動など、様々な課題での一点共闘が前進していた。

「3.11」以降に活発化したこれらの「一点共闘」の経験や教訓が、夏のたたかいにもいかされた。

総がかり行動実行委員会も、2012年7月16日の「さよなら原発10万人集会」など原発ゼロをめざす共闘の積み上げが元にあった。国会前に多くの人々の結集を呼びかけ、これに呼応して全国各地で自発的な取り組みが行われる状況は、「キンカン行動（原発なくせの毎週金曜日の官邸前行動）」の手法を引き継いでいる。

「3.11」東日本大震災と福島原発事故は、国民の意識に大きな変化を与えた。安全神話を振りまいてきた「原発利益共同体」が、福島原発事故への責任も果たさないままに、再稼働に固執する状況には、根強い怒りが共有されている。そのことへの怒りと、安倍政権への危機感が結びつき、政府は国民の声を聞け＝民主主義をまもれ、の声を高めた。

(3) 2014年年秋にNHKが行った「戦後70

年に関する意識調査」で、戦後のイメージを37%が「平和」と答えている。

憲法9条を中心におく平和主義が、深く国民に根付いていること示している。このような平和主義の固い「岩盤」ともいえる状況は、憲法が国民に強く支持をされ、全国で7000をこえるといわれる「9条の会」の粘り強い取り組みなどが育ててきたものだと思う。

草の根からの粘り強いたたかいが、国会前と全国各地での戦争法反対の声を大きくした大本にあったことは再確認が必要だ。

## 4 戦争法廃止のたたかいを成功させるために（おわりに）

(1) 2015年11月10日に、「今こそ憲法改正を！1万人集会」が日本武道館で開催された。この集会を開催した「美しい憲法をつくる国民会議」は、昨年から「1000万署名」に取り組んでいる。改憲運動を進めている「日本会議」が主導する自治体での「改憲意見書採択」は27都道府県に及んでいる（2015年5月時点）。一方で、7月時点で戦争法反対や慎重審議を求めた自治体は325議会にのぼる（7月9日朝日新聞デジタル）。

改憲や戦争法の具体化を求める側も、署名を軸に国民世論を「動員」し、地方からの取り組みを強めている。

総がかり行動実行委員会などが、戦争法廃止の国会請願署名を2000万名目標で開始しているが、その取り組みの成功が持つ意義は、改憲勢力とのせめぎあいが強まっている地方、地域の状況からも明らかだ。

改憲勢力が戦争法の成立で勢いづいていることも考えれば、参議院選挙での野党共闘を促す意味も持って開始された2000万署名を武器に、戦争法廃止の世論を早急に形にしていくことが求められる。廃止のたたかい成功の第一歩が、2000万署名だ。



(2) その取り組みを進めていく上で全労連の役割は大きい。特に重視が必要なことは、署名行動への組合員参加を組織することだ。

この間のたたかいでも様々工夫はされているが、次の点での課題の克服は必要だ。

第一に、戦争法の違憲性、危険性を伝え、論議する場を組合員に提供することだ。学習会の組織や宣伝資料の配布、読み合わせはもとより、地域で開催される講演会や集会などへの参加を繰り返し組織することが具体的な取り組みになる。たたかいの中で運動が前進することをふまえ、職場周辺や街頭での署名行動の具体化も必要だ。

第二は、戦争法廃止の運動と、労働者要求との関係を理解することだ。経団連などは、戦争法を歓迎し原発再稼働を働きかけている。それは、武器輸出や原発を新たな儲けの場と受け止め、既得権益の維持に資すると考えているからだ。その財界は、コスト削減を求める立場から、労働法制改善を求め、社会保障費の抑制と消費税増税を迫っている。

安倍政権の二つの暴走、戦争する国づくりと大企業が世界で一番活動しやすい国づくりに向けた暴走を支持し加速を促しているのは同じ「集団」であり、その権益を最優先しているのが安倍政治だ。安倍政治が、国民不在の政治だと感じ、民主主義と対極にあると感じるのはそのためだ。安倍暴走政治をとめるための国民的運動の今の中心課題は、2015 年夏のたたかいを引き継ぐ戦争法廃止の運動であることは、言うまでもない。

(3) 第三に、戦争法廃止という政治課題を取り組むことが、労働組合の当然の役割であることの理解を深めることだ。

全労連の「行動綱領（希望に輝く未来のために）」でも触れているように、戦前、戦後を通じ、労働組合は平和と民主主義擁護のたたかいの先頭に立ってきた。「教え子を再び戦場に送らない」（教職員組合）、「二度と赤紙は配らない」（自治体

労働組合）、「二度と白衣を戦場の血で汚さない」（医療労働組合）などのスローガンは、戦後の労働運動再出発の原点だ。

このことに加え、労働組合も政治課題を含む社会運動を行う結社の一つであることの確認も必要だ。労働条件の改善という課題に限定すれば、憲法第 28 条だけで事足りる。しかし、その労働基本権の前提に、市民として、国民としての基本的人権があることは忘れてはならない。労働者である前に、市民であり、主権者である。そのことは労働組合の役割を論議する際にも、前提とされなければならない。

労働組合法第 2 条で労働組合とされないのは、「主として政治運動を目的とするもの」であって、市民的な運動への労働組合の関与を禁止している訳ではない。

労働組合の活動範囲は職場の労働条件改善にとどまるべきだ、ということが誤りであり、労働運動のたたかいの歴史を継承することを宣言した全労連傘下の労働組合は、その点の克服にはもっと力を注ぐべきだ。

戦争する国への暴走が強まっているだけに、その思いをさらに強くする。

（おだがわ よしかず・全労連議長）

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

# 職場・地域から憲法学習会のうねりを

尾林芳匡

## はじめに

安保法制（戦争法）反対運動は、わが国の歴史としても空前の規模であったと思われる。この運動は、職場や地域での憲法をめぐる学習会と連動して展開された。筆者は、自治体、教職員、国公、医療、社会福祉、金属、運輸交通など、労働組合と協力した取り組みに参加してきた。そのような立場から本稿では、学習会の特徴や教訓、安保法制（戦争法）廃止を展望する上での今後の課題、労働組合にとっての学習会の重要性や、求められる強化方向について、私見を述べて各方面での議論の素材としたい。

## 1 安保法制（戦争法）反対運動と学習会

### (1) 活発に展開された学習会活動

安保法制（戦争法）反対運動の中で、憲法をめぐる学習会は活発に展開された。自由法曹団や青年法律家協会に所属する弁護士や研究者は、その先頭に立ち、積極的に講師活動を務めた（注1）。

規模を正確に推計することは困難であるが、たとえば、「安保法制」「学習会」で検索しても数十万件以上がヒットする。また筆者の所属する八王子合同法律事務所は、2015 年時点で弁護士 10 名が在籍しているが、2014 年～2015

年にかけて所属弁護士が参加して講師を務めた学習会は優に 300 回以上におよぶ。平均して 1 人の弁護士が 30 回以上は講師を務めたことになる。反対運動に参加した弁護士や研究者の人数を考えれば、学習会の規模は、少なく見積もっても数万件以上にはのぼるであろう。

### (2) 法制の意味

学習会の教訓もまた、多面的な評価が可能である。まず、法制の内容や意味を明らかにして参加者が確信を持って反対運動に立ち上がる上で、重要であった。日本が攻撃を受けていない場合の「集団的自衛権」行使、戦闘地域における兵站まで可能にすること、PKO の拡大など、憲法 9 条との関係での制約を取り払う内容は、学習会でも中心的な中身であった。憲法学者、日本弁護士連合会、元内閣法制局長官、元最高裁判事など、法律家の各層から、法制の違憲性を訴える発言がなされた（注2）。

### (3) リアルな事実を共有する工夫

学習会の内容としては、戦争に参加するということのリアルな内容を明らかにする努力がなされた。戦後 70 年を経て、リアルな戦争体験を持つ世代は減っているが、被爆者の訴え、従軍慰安婦の訴え、イラク戦争の実態や画像などが、戦争を直接体験しない世代の間で語られ、

戦争への参加を拡大する法制の問題点を理解する上で重要であった。

#### (4) 共同の広がり

学習会の参加者層としても、この数十年来では画期的な広がりを見せた。運動や学習会の参加者として、各地の労働組合や「9 条の会」、革新懇、新日本婦人の会や母親連絡会などは、引き続き大きな役割を果たした。同時に、「SEALDs」の学生や「T-nsSOWL」の高校生、「ママの会」、研究者、宗教者、芸能人まで、共同が広がった。弁護士の強制加入団体である弁護士会も各地で学習会や運動を担い、共同の広がり貢献した。若手の弁護士の「明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）」も好評を博し、「憲法カフェ」というスタイルで新たな参加者を得た。弁護士のなかに自らの体験を織り込んで個性的に憲法を語る論者も多数登場した（注3）。

## 2 労働組合と職場・地域の学習会

労働組合の組織と運動にとって、ひとつひとつの学習会を成功させることは、きわめて重要な意義を持っている。

#### (1) 集会・パレードなど世論喚起の取り組みの上で

労働組合は多数の労働者を組織しており、学習会を通じて法制の違憲性や運動の大義と展望について確信を深めることは、集会やパレードの参加を拡大する上で大きな力となる。

#### (2) 労働組合・民主団体の組織と個人・メディア

労働組合としての学習会は、個人が呼びかけ

合う方式ではない、労働組合として取り組む独自の意味を明らかにする上でも重要である。

インターネットの発達や SNS の普及により、集会やパレードの参加呼びかけは、個々人から見知らぬ不特定多数に向けて発信されるようになり、しかもこうした手段による呼びかけは、受け手が受けた情報を自らが発信者となって再発信することが容易である（Facebook における share、twitter における retweet）。SNS による情報の「拡散」の規模や速度はすさまじいものがある。安保法制（戦争法）反対運動の中で、労働組合や民主団体の呼びかけによることなく集会・パレードに参加した層の少なくない部分が、SNS により情報を得ていた。SEALDs や「ママの会」の短期間での拡大も、SNS の力によるところが大きい。

SNS による情報の拡散が、主権者の運動の報道をマスメディアに対して促す力を持ち始めている。原発反対運動でも見られたが、大規模な集会が持たれても、マスメディアは情報の新規性を追求して報道しないことがあるが、SNS による情報の拡散により、マスメディアの報道を促した。

組織を持たない市民によって SNS が巧みに活用されるようになった現代において、労働組合の役割と存在意義も、より高い次元で問われる。労働組合が自らの政策や運動方針を持ち、機関紙を組合員に配布し、産別や地域や職場で集会を開いて討議し、組合費で専従者を配置して活動を進めることで、労働組合としての課題の独自の意義を明らかにすることでこそ、存在意義を明らかにできる。

#### (3) 組合員の成長

労働組合の組織の前進は、究極のところ、労

働組合の政策や運動方針に沿って組合員が成長していけるにかかっている。学習会や討論・対話を通じて、労働者が組合に加入し、組合員が執行委員などのより積極的な役割を自覚的に果たすようになり、組合執行部がより全国的・長期的視野を持って確信を持って組合組織や組合員をけん引できるように成長していくことこそ、学習会の大きな意義である。その意味で、労働組合の組織の維持や強化と発展の上で、学習会は欠くことができない。

### 3 学習会と労働組合の民主的強化

#### (1) 安保法制（戦争法）廃止の展望

世論調査によっても多数の国民が安保法制（戦争法）に反対であり、ここに廃止の展望がある。しかし、この展望を現実のものとするためには、廃止に賛同する議員が国会の多数をしめる必要がある。そして、衆議院の小選挙区制や参議院の1人区を考えると、現在の選挙制度のもとでは、自民党が圧倒的に有利であり、これに対抗する運動と野党の共同が必要不可欠である。しかし、共同の実現には、共同を妨害する動きとの闘争が必要である（注4）。

#### (2) 労働組合のかかげる組合員共通の要求との関係

労働組合の政策や運動方針は、安保法制（戦争法）廃止の展望とどのような関係にあるか。しばしば、労働組合の共通の要求としてかけられている職場の要求と、いわゆる政治課題とは分離され、安保法制（戦争法）をめぐる課題は相対的に独立した課題としてかけられる。

しかし今日それぞれの労働組合が組合員の共通の要求としてかけられる要求の実現の道筋として、政治の優先課題を安保法制（戦争法）や財

界支援から国民の生活と福祉に切り替えることが必要不可欠である。職場の要求が鋭く政治の影響を受け、政治の転換なしには職場の要求の前進が困難であることこそ、いま力を入れて具体的に学び、討議すべきではないだろうか。数例をあげる。

#### ①労働法制・企業法制

ひきつづき狙われる労働法制改悪が実現すれば、あらゆる業種で、残業代ゼロ法による時間外手当の削減と過労死の蔓延、解雇の金銭解決制度により解雇自由がもたらされる。純粋持ち株会社の解禁や会社分割制度は、労働者の雇用と労働条件に対する資本の責任回避の手段として立法された。電機産業などで、大規模なリストラに悪用されている（注5）。

#### ②公務

安保法制（戦争法）は、公務労働者に戦争遂行への協力を強いる。国民の生活と人権の保障を本来の職責とする立場から、「赤紙を配らない」「教え子を戦場に送らない」「白衣を戦争の血で汚さない」などのスローガンが呼びかけられてきた。空港・港湾・道路・公園その他公共施設の管理や政府調達なども、戦争への協力が民生への奉仕かが問われる。加えて、およそ公務は福祉施策を担うが、海外の戦争への参加の拡大は不可避免的に軍事費の激増と福祉施策の財源の縮減をもたらし、公務職場の体制や人件費も縮減される。公務職場に広がる非正規労働者の正規化もさらに困難になる（注6）（注7）。

#### ③医療・社会福祉

医療・社会福祉は本来、それ自体としては収益性が乏しく、国・地方自治体などの政府部門と非営利法人が担ってきた。市場化・営利化が追求されているが、医療・社会福祉の企業化は、担い手を非正規労働におきかえることによって

大企業に新たなビジネスチャンスを提供するものとなっている。貧困な財政政策と少なくない部分で杜撰な経営も広がっており、安保法制（戦争法）による軍事費の激増は、医療・社会福祉の財源の削減を通してサービスの質の低下と労働者の権利・労働条件の低下をもたらす。

#### ④陸運・交通

陸運業界は、やはり安保法制（戦争法）によって動員される可能性がある。産業固有の要求として、製造業大手と物流大手の利益の確保のために、中小運送事業者の単価や労働者の権利・労働条件にしわ寄せがされ、長時間不規則労働や過労を原因とする事故・労災が広がっている（注 8）。要求の実現には、適正な労働時間で生活できる賃金を得られるだけの規制を、製造業大手や物流大手におよぼす以外にはなく、やはり政治と法の力が必要である。

#### （3）要求実現のみちすじとしての共同

以上のように、安保法制（戦争法）を廃止してこそ、各分野の労働者は、戦争への協力のためではなく国民の安全や福祉への奉仕のためにはたらくことができるし、職場や労働条件の改善の財源の確保の条件もつくりだすことができる。この点を学び討議し運動方針が具体化されるとき、国政と地域レベルでの政治変革のための共同に、労働組合が自らの要求実現のために取り組む方針が真の意味で確立するであろう。

#### （4）労働組合の組織強化の課題の意味

国政や地域での政治変革の上で、安保法制（戦争法）の廃止を含む政治課題を、労働組合としての共通の要求との関係で具体的な方針として確立した組織が、その数においても質においても強化されることが、決定的に重要である。

このような組織が強化されてこそ、共同を妨害する動きとの闘争が前進する。組織の強化は、組合員数、組織数、役員体制、機関紙の内容など、いくつかの指標ではかられる。運動上の役割の重要性に比して、組織の強化が遅れている点は、わが国の労働運動の現時点での弱点であろう。運動や集会参加について、役員や幹部が請け負う傾向もみられる。安保法制（戦争法）廃止の学習運動と結合して、共通の要求と政治課題との関係を具体的に積み重ね、組合組織の強化に結び付けることが、焦眉の課題である。

SNSなどで市民が集会などに参加することには積極的な意義があるが、他方で労働組合の役割も問われる。組織と財政と役員体制を持ち、機関紙を定期発行する労働組合は、日常的に労働者を啓発する条件を有しており、労働組合としての会議その他の日常活動や機関紙活動が、労働者の政治意識を育てることに向けて系統的に取り組まれているか、検証が必要である。逆に労働組合の組織活動の強化の上で、SNSなどの双方向の活用は、より積極的な位置づけが期待される。

#### （5）組織強化の試みの視点

職場での学習と討議を含め、組織強化も、組合員総体の取り組みにする以外に、特効薬はないであろう。この際、産業別組織は業種ごとの政策や組織建設・運動の蓄積や役員体制の確立と機関紙発行などで、かけがえのない重要な役割を持つ。他方で、各地の運動と、労働相談の掘り起しや地域宣伝等の団体行動権を活用した権利救済で、地域組織の役割はさらに光が当てられてよい。「ブラック企業」の深刻化のもとで、地域での労働相談を通じて新しい労働組合

を結成し、地域組織だけでなく産業別組織にも結集を強めていく条件が広がっている。産別と地域との連携・相互協力の強化は、工夫によって改善できる方策のひとつである（注9）。

## 終わりに

安保法制（戦争法）反対運動の高揚は、労働運動と組織の強化の条件も広げている。学習会のうねりの中で、労働組合としての役割と具体的な政治課題への要求をつかみ、運動と組織の新たな飛躍が期待される。

（おばやし よしまさ・弁護士）

（注1）法律家の取り組みは、『法と民主主義』特集『戦後70年』の夏・法律家のたたかいー軌跡と展望（NO.502・2015年10月）等を参照。

（注2）違憲の見解をまとめたものとして、前掲（注1）所収の清水雅彦「戦争法案反対運動の中での憲法研究者の行動・取組の成果と課題」等を参照。

（注3）明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）の取り組みは、<http://www.asuno-jiyuu.com/> 参照。個性的な訴えは多彩であるが、数例として、川口創『立憲主義の破壊』に抗う（2014年）、金杉美和「まだ気づいていないあなたと語る セキララ憲法」（2015年）、飯田美弥子「八法亭みややっこの憲法嘶」（2014年）等を参照。

（注4）周知の通り、日本共産党の「戦争法廃止の国民連合政府」の提案（2015年9月19日）については、賛同が広がる一方で、「岡田氏『民共政府』拒否、選挙協力は模索継続」（読売新聞2015年10月30日付）など、実現を妨げる報道も目立つ。

（注5）会社分割をめぐる争議として、日本アイ・ビー・エム事件（東京高判平成20年6月26

日・労働判例963号16頁）等がある。

（注6）安倍政権誕生後、防衛予算が急増している（時事通信2013年12月24日[http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve\\_pol\\_yosanzaizei20131224j-02-w310](http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_yosanzaizei20131224j-02-w310)）。

（注7）公務の民営化や縮小については、尾林芳匡「新自治体民営化と公共サービスの質」（2008年）、城塚健之他「これでいいのか自治体アウトソーシング」（2015年）等を参照。この点については、2015年NPT再検討会議の際の労働組合シンポジウムにおける全米反戦労働者連盟（U.S.Labor Against the War <http://uslaboragainstawar.org/>）の発言からも示唆を得た。

（注8）田口運送事件・横浜地裁相模原支部平成26年4月24日判決（判例時報2233号141頁）等参照。

（注9）こうした取り組みの例として、伊澤明他「こちら労働相談所ーもう泣き寝入りはしない」（2013年）等を参照。

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

## 〈建交労〉戦争法は許さない 失業と貧乏と戦争に反対する

赤羽数幸

### ヒトラーと同じ安倍首相の思考

独裁者ヒトラーには「平和は剣によってのみ守られる」「教育の最後の仕上げは軍隊ですべきである」との語録があるそうだ。安倍首相の思考はヒトラーと同じに思える。しかし“武力に対する武力”の政策は、果てしない武力・暴力の連鎖を生み出し、平和とは無縁の世界が造られてきた。二つの世界大戦を経て人類が到達した国連憲章や日本国憲法は“この痛苦の歴史を繰り返さない”という立場に立っている。“国際紛争は武力に拠らない平和的な解決を世界秩序に”とは国際的な要請である。

しかし、2001 年のニューヨーク同時多発テロを機に、米国ブッシュ前大統領が開始したアフガンへの報復戦争、イラクに対する侵略戦争、オバマ大統領による戦争継続などが大規模な国際テロ事件を招き、I S のような巨大なテロ組織を誕生させ、11.13 パリの同時多発テロに象徴される泥沼の暴力連鎖を現出させてきた。

### 安倍政権には見えない“未来も今も”

安倍政権は、日本が“暴力の連鎖という泥沼”に足を踏み入れる「戦争法案」を強行成立させた。その安倍首相には「戦争法」がもたらす未来の悲劇は見えない。2015 年 1 月に亡くなったドイツの元大統領ヴァイツゼッカーの言

葉“過去に目を閉ざす者は現在に対してもやはり盲目となる”が安倍首相の言動と重なる。

安倍政権は「民衆がものを考えないということとは支配者にとっては実に幸運なことだ」というヒトラーの言葉を日本国民に重ねていたのか。それは、首相等による“連休を過ぎれば”あるいは“正月に餅を食べれば”『戦争法』のことは忘れる」といった一連の暴言に裏付けられているように思う。しかし、戦後 70 年間の非戦の歴史と日本国憲法のもとで、民主主義を身につけてきた国民は、「戦争法案」を考え、その本質を見抜いて自ら行動に立ち上がった。こうして急速にひろがった「戦争法案」反対の国民運動は、“未来も今も見えない”安倍政権にとっては大きな誤算だったに違いない。

### 建交労の闘争スタート

安倍政権は、5 月 14 日に「戦争法案」を閣議決定して 15 日に国会に提出、19 日には衆議院特別委員会を設置して強行成立への道をはじめた。建交労は、5 月 22、23 日に開催した（拡大）中央執行委員会で「建交労の総力あげて『戦争法案』廃案めざす決議」を採択、全職場・地域からの行動を呼びかけた。

安倍政権は、国会会期末を当初の 6 月 24 日から 9 月 26 日へと 95 日間も延長することを決定して「戦争法」成立の執念をあからさまにした。



安倍政権による傍若無人の独裁政治は、国民の怒りに火をつけ、国民の行動は大きなひろがりをつくりはじめた。建交労は「総がかり行動実行委員会」や「憲法共同センター」が呼びかける国会前集会やデモ・パレード、宣伝行動などに結集すると同時に、この時期から建交労独自の定例宣伝行動などにもとりくんだ。

## トラック職場 労使共同のとりくみ

7月6、7日に「建交労中央運輸労使協議会」（建交労トラック職場の労使で構成）が主催して静岡県焼津市内で開催した第38回労使共同セミナーでは、「戦争法案」の廃案を求める内容を含む労使共同アピールを採択した。

### 労使共同アピール抜粋

第38回労使共同セミナーは、安倍内閣による労働法制「改正」や「戦争法案」制定など……に反対する国民世論と行動が全国津々浦々で連日のように展開されるなかで開催された。

「戦争法案」は、アメリカがはじめる戦争に世界のどこにでも自衛隊を派遣し、自衛隊員を他国民と殺し合う戦争行為に参加させるもので、与党推薦の憲法学者も指摘する明確な憲法違反の法案である。

トラック産業には、日中戦争が勃発した昭和12年に制定された「小運送2法」に基づいて国の統制化におかれ、“戦時統合”した痛苦の歴史がある。“戦争ができる国”になれば、(トラック産業は)国の統制化におかれることが『国民保護法』ですでに定められている。

私たちトラック産業の健全な発展をめざす労使は、戦争に加担する輸送ではなく、国民生活と経済活動に貢献する輸送にこそ“責任と誇り”を持つことができると確信している。

建交労中央運輸労使協議会は、トラック産業の社会的地位向上と経営環境・労働環境の

改善に向けていつそう奮闘する。……併せて安倍内閣が推進する「戦争法案」は、徹底した審議をおこなったうえで廃案にすることを強く求める。

“戦争する国づくり(国の針路)をめぐって国会で審議中の法案”に対し、労使の態度を表明するという政治的課題に踏み込んで“法案廃案を求める共同アピールを採択”できたことは画期的であった。この背景には、長年にわたって共同を積み重ねてきた中小企業労使の信頼関係があったこと、同時に「戦争法案は希代の悪法」という労使の共通認識があった。

この共同アピールは、マスコミ各社と衆議院与党の安保法制特別委員に送付し、その後、建交労のトラック地方労使協議会やトラック職場の個別労使による同様の共同アピールを採択するとりくみを追求した。このとりくみは、トラック職場の労使が「戦争法案」に対する認識を広げるうえで一定の役割をはたした。

## 暑い夏のたたかい

安倍政権は、国民の過半数が反対し、衆議院特別委員会の審議を通じて法案の違憲性が明確となつて、国会論戦に窮すると、7月16日に議席の多数を頼りに衆議院での採決に逃げ込んだ。これで国民の怒りはさらに高まり、マスコミの世論調査でも安倍政権の支持率は軒並み急落し、不支持率は50%台へと急騰した。

安倍政権を糾弾する声は、立場や組織の違いを超えて国民諸階層から沸き起こり、国会周辺での大規模な行動が途切れることなく展開された。“戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会”の行動を軸に弁護士は法案の違憲性を告発し、学生は各地方にSEALDsをひろげて学者との共同で大規模な行動を展開し、

母親も各地で“安保関連法案に反対するママの会”を立ち上げて「誰の子も殺させない」と訴え、高校生は T-nsSOWL で、若者たちは戦争したくなくてふるえる“デモ”で「戦争法案」の廃案を訴える行動に立ち上がった。

こうした国民運動の高揚は、国会で与党を迫及する野党の論戦を励まし、野党間の共闘を大きく前進させた。野党の質問に対し答弁不能に追い込まれ、立法の根拠さえ示し得なくなった安倍首相や閣僚は、「法案」の違憲性を迫及されるたびに審議中断に追い込まれた。とりわけ防衛省の暴走ぶりを内部告発にもとづいて迫及した日本共産党国会議員団の質問は、安倍政権を追い詰め「戦争法案」反対の世論を広げるうえで大きな力となった。

### 建交労の東京と全国でのとりくみ

国会周辺で繰り返す大規模な行動と全国にひろがった「戦争法案」廃案、安倍政権退陣を求める世論とかつてない広範な国民の自覚的・自発的な行動は、建交労の各組織と組合員の行動参加にも積極的な影響を与えた。

建交労は、7 月 17 日に“安倍政権の歴史的な大暴挙を絶対に許さず、「戦争法案」を参議院で否決し廃案をめざしてたたかう声明”を発表し、改めて全組織に行動の強化を呼びかけた。建交労中央本部と東京都本部は、「総がかり行動実行委員会」が呼びかける定例の国会前行動や「憲法共同センター」“安倍政権 NO！☆実行委員会”の行動に結集を強めると同時に独自の宣伝行動を継続した。

“憲法共同センター”が、毎週火曜日夕方に都内の主要駅頭で行う宣伝行動には中央本部と鉄道本部東京地本の組合員 10 名前後が上野駅前の行動に結集し、毎回の行動を成功させるう

えで一定の役割をはたしてきた。東京でのこうした行動と合わせ、全国の行動を集約し中央本部の推進ニュースで逐次全国に発信してたたかいを激励してきた。

### “8.30 国民大行動” から 9.19 まで

建交労第 17 回定期大会は“8.30 国民大行動”（戦争法案廃案！安倍政権退陣！国会 10 万人・全国 100 万人大行動）と重なる 8 月 29 日～31 日に福島県の磐梯熱海で開催した。このため、大会の参加者約 250 人は大会の会場から“8.30 国民大行動”に結集した。大会 2 日目の 8 月 30 日は、参加者全員が“戦争させない”“9 条壊すな”のプラカードを会場いっぱい掲げて“戦争法案廃案！安倍政権退陣！を勝ち取る決議”を採択し、プラカードを掲げて「戦争法案反対」をアピールした写真とその決議文を、マスコミ各社と自民・公明の参議院安保法制特別委員などに送った。

また、国会前に 12 万人以上が結集した行動には首都圏だけでなく職場カンパを取り組んで地方から参加した建交労の組合員もあり、全国 1000 箇所以上の行動には建交労の各組織が積極的に参加をした。さらに、全労連が 9 月 2 日と 9 日に実施した「戦争法案ゼッタイ廃案！全国統一行動」（50 万人総行動）では、13 の職場でストライキを決定したのはじめ、地方・地域の行動への結集や職場集会・決議などにとりくんだ。

### “失業と貧乏と戦争に反対する”

多数の国民の意思を無視して 9 月 19 日未明に憲法違反の戦争法案を強行させた安倍政権に対し建交労は、“戦争法案”の採決に抗議し、安倍政権の早期退陣と戦争法の廃止を迫る声

明”を発表して新たなたたかいを開始した。

#### 9月19日声明の抜粋

「戦争法発動の阻止と廃止、安倍政権を許さないたたかいは、来年の参議院選挙と早期の解散総選挙も視野に、いまはじまった。

安倍政権の悪政は、沖縄辺野古新基地の建設、原発再稼働、労働法制改悪、社会保障解体など国民の平和と安全、生活全般に及んでいる。

建交労は、“失業と貧乏と戦争に反対”を一貫して掲げる労働組合として戦争法の強行成立に断固抗議し、安倍政権の早期退陣を迫り、憲法を守り・活かすたたかいに総結集する。

建交労には、低賃金で劣悪な労働条件を強いられ、「戦争法」が発動されれば戦場に動員される建設産業や交通運輸産業などではたらく組合員が数多くいる。建交労が一貫して掲げる“失業と貧乏と戦争に反対する”スローガンは、こうした組合員の実態を反映するもので、「戦争法」廃止の運動は建交労の存在意義をかけたたたかいでもある。

### たたかいの積極面と課題

建交労は、「戦争法案」廃案を求めるたたかいを全組織・全組合員参加の運動にひろげることが追求してきた。このたたかいに結集した組織と組合員は、たたかいへの確信を深め組合への団結を強めている。これは、今後の建交労運動の財産となっている。一方、克服すべき課題も見えている。

第1に、このたたかいに結集した組織と組合員の範囲は、これまでの枠を大きく超えてはいないこと。第2は、「戦争法案」のような政治課題に踏み切れない職場組織への支援や援助が十分に行われていないこと。第3は、各地のとりくみを集約し切れず統一行動の全体像が描け

ないことなどだ。これらの課題は要求と組織の飛躍を勝ちとる運動と一体不可分のものでもある。

### 具体的な運動の推進

「戦争法」を廃止するたたかいは、以上のような課題克服と一体で“総がかり行動実行委員会”が呼びかける「戦争法廃止、憲法9条を守り、いかす請願署名」2000万筆以上（建交労の目標20万筆以上）の集約を特別な体制をとって必ず達成させる運動をはじめ、毎月「9日」「19日」「第3火曜日」の行動や建交労独自の全国1000箇所宣伝・署名行動などを成功させること。

合わせて2016年夏の参議院選挙では、全組合員が参加をする労働組合としての選挙闘争を追求することだ。自公与党の国会議席を過半数割れに追い込む選挙闘争は、春闘と一体で追求することなしに前進しない。そのために2016春闘は、全組合員参加による建交労10万人要求アンケートと総対話のとりくみを皮切りに、参議院選挙を明確に位置づけた春闘方針を確立して出足早い運動を展開する。

こうした運動の推進力は学習・教育活動である。とりわけ要求闘争と結合した情勢学習をすべての職場組織で実践することは喫緊の課題となる。合わせて、組織の拡大・強化をすべての運動・課題の軸にすることを徹底する。

「戦争法」をめぐる多くの国民が自覚的・自発的に声を上げ行動に立ちあがった。このなかで、憲法28条に保障された労働組合は、立憲主義、民主主義、平和主義を国民の手に取り戻すたたかいに責任ある運動を推進することが求められている。

（あかばね かずゆき・建交労委員長）

## 特集 ● 戦争法廃止、9条生かす国づくりを

# 〈全印総連〉戦争法は許さない 職場からストライキで反撃

是村高市

### 労働組合の根源的権利、ストライキ

全印総連の各地方連合会は、労働法制改悪と戦争法案に反対し阻止するために、7月に開催された全国大会で地連ごとの産別ストライキ権の確立を提起し、北海道地連、東京地連、京都地連、大阪地連が確立をし、様々な行動に参加をしてきた。東京地連では、これまで春、秋の臨時大会で産別スト権を確立・行使してきたが、定期大会でのスト権確立は初めてだった。既に、春の臨時大会で、「集团的自衛権行使容認の閣議決定」に対して、産別スト権を確立して反対をしてきた。この臨時大会では、経済スト権とともに、この政治課題のスト権を確立したが、あまり議論にもならず例年通り確立した。

労働組合が、スト権を確立し行使する割合が年々減少し、日本は世界的に見てストが圧倒的に少ない国の一つになっている。戦争法でのスト権確立は、ただ確立するだけではなく、実際に行使し、経営者ともそのスト権行使について、交渉しなければならず、労働組合の本気度が試されていた。経済要求前進のためのスト権は、実際に行使する数は、圧倒的に少ない。スト権行使は、争議状態のところや労使関係が不正常なところは行使しているが、要求実現のためにストを構える単組は少ない。それは、全印総連が組織している企業規模は圧倒的に中小企業が

多く、またユニオンショップの組合は、一定の労使関係を構築しているので、団交で決着することを暗黙の「前提」にしている単組が多く存在するからである。

ストライキはあくまでも手段であって、目的ではないので、スト権を背景として交渉していくことが大切だ。しかし、戦争法阻止のスト権は、当然行使を前提としており、なおかつ、経営に直接回答を求めるものでもない。ましてや、生産に支障をきたすことでもない。そのような性質のスト権なので、全印総連では各経営に対して、スト権行使の見解と理解を求める要請書を提出した。要請書は、各経営に対して次のように呼びかけ、要請した。

「今回の『労働法制改悪反対、戦争法反対』のストライキ権については、通常の春闘や秋年末交渉でのストライキ権とは違い、直接経営各位に回答を求めるものではありませんし、生産に支障を与えるものでもありません。

労働法制に対しては、その改悪が与える悪影響が、直接働く者に及び、労働組合としては、看過できない重大事です。その反対表明を社会的にすることが、今、多くの労働者から求められており、今回のストライキ権確立の考えの底流にあります。

いわゆる『戦争法』については、集团的自衛権の行使を前提にしたもので、これは現憲法違

反のものです。政権与党がどう言い繕うとも、まぎれもない憲法違反の法律です。憲法 98 条にはこうあります。『この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。』また『戦争法』によって、戦争の危機、戦争に日本が巻き込まれる危険が一層高まります。また、言論や表現の自由が規制され、印刷物が自由に配布・販売できなくなり、新聞や出版などの紙メディアが萎縮してしまえば、平和を前提に成り立っている印刷出版産業の疲弊にもつながります。」

各経営に対してこう要請をしたが、いくつかの経営からはスト権について、「政治ストは違法だと思えるが、処分などは考えていない」、「頑張っしてほしい」、「理解している」等の反応があり、普段経済要求ではやり合っている労使だが、この戦争法に対しては、一定の理解が経営側にもあった。また、経営者自らが「居ても立っても居られない」として、自ら国会前に足を運んだ経営者もあった。戦争法反対の大義は、国民の側にあり、ストが権利として認められている労働組合は、スト権確立と行使によって、戦争法阻止のための闘いに立ち上がることが自明だった。

## 政治ストの違法、効果論の議論

しかし、「政治スト」の壁は大きかった。特に、政治ストは違法、という最高裁判例が議論の前に立ちふさがった。法治国家では、悪法も法、受け入れがたい判例も適法なので、これは認めざるを得なかった。しかし、政治ストは違法という事は、経営者から懲戒処分や損害賠償を求められた場合、免責にはならない、という事であって、経営が懲戒処分や損害賠償などを

求めなければ、政治ストでも行使することは、何ら問題はない。また、求められても、財政や団結の問題がなければ、行使することはできる。

そもそも、憲法では、スト権の保障をその種類によって制約していない。従って、労働組合としての正式な手続きによって確立したスト権は、その行使は組合自らの判断でできる。

今回のスト権議論で、もう一つ克服しなければならなかったことは、組織率が少ない労働組合が、それも一部民間の産業別組合がスト権行使をしても、戦争法阻止のために一定の効果があるのか、との指摘であった。

戦争法廃止でスト権議論を開始していた時、まだ、産業別組合の産別スト権を確立しているところはほとんどなかった。ましてや、全印総連東京地連では、春と秋の臨時大会での経済スト権と共に政治課題のスト権は確立していたが、定期大会で、それも戦争法反対のためのスト権確立提案は、初めてのことだった。

「スト効果論」は、ちょうど選挙権行使と似ている。投票率が下がっている現在、有権者の中には、「自分一人くらい投票しても、政治は変わらない」という意識が少なからずある。しかし、実際は、有権者一人一人の投票の結果で、政権が代わり政治も変わる。スト権行使も、まったく同じである。一つでも多くの労働組合が、戦争法反対の声をあげ、具体的行動の一つとしてスト権を確立することが必要であって、その声をあげ具体化することが出来る労働組合が、まず率先して戦争法反対のスト権確立と行使を実施することが、大事であると議論した。「私一人くらい」「うちの組合ひとつくらい」という、消極的な議論は、職場討議や討論集会で克服していくことが出来る。討議に蓋をしてしまえば、組合としての要求実現や活性化は、望

めない。ましてや、目前にある戦争法阻止と労働法制改悪反対の闘いに立ち上がることはできない。

戦争法でのストライキ確立で、組合員が戦争法とどう向き合うかを議論した。戦争法阻止の行動で、学生や女性の参加が目立ち話題にもなっていて、その反面、職場からの組合員の行動が目に見えない、今までのような「動員」では主体的行動にはならない、などの声が聞こえてきた。シールズのような活動スタイルでないと盛り上がらない、今までのような労働組合の動員スタイルではダメだ、との意見も耳にした。

既存のやり方を否定して、新たなやり方を肯定する、という対比の図式を持ち込んでも、反対運動の活性化にはならないのでは、と考える。時々、運動内部や政党間に、既存組織や既成政党を否定するような議論が起きる。悪意の為の議論はともかく、良心的な主張もある。しかし、果たしてそうだろうか。これらはともに、それぞれの運動体を対立構図でとらえようとする見解だ。

労働組合は、その組織上の利点を基礎に、より効果的な議論を展開し、各運動体との共闘を進めることが大切だ。憲法で保障されたスト権と戦争法阻止のために何ができるか、何をしなければならないか、一人一人の組合員の前に、討論の素材を提供することが、求められている。

スト権は、労働組合だけに保障された固有の権利であり、根源的権利である。学生団体や市民団体にはない。また、職場討議や大会討論を通じて決定された運動方針は、組合員の権利であり義務である。その具体化が、行動に表れるとき「動員」という形をとるが、方針の具体化は組合員自らの決定に基づく自主的行動である。その点で、学生団体や市民団体の行動と「動

員」という組合の行動に、その自主性において違いはない。

戦争法阻止のスト権確立議論は、職場の組合員一人一人が、戦争法をどう捉えるか、それにどう向き合うかを投げかけ、問いかけた。ある地連では、職場討議の中で、政権与党の支持者もおり宗教団体の構成員もいる中でギリギリの議論をし、組合の団結を優先して、結局、スト権確立は断念したが、組合用務や年休を使って、戦争法阻止の行動に参加をする組合もある。スト権が確立できなければ、闘いが出来ない、との硬直的な判断をする必要はない。スト権議論をする中で、一人一人の組合員が戦争法にどう向き合うか、問い直すことが大切である。

労働組合の団結や行動は、討論を通じて話し合うことでしか、具体化できない。それを厭うことは、自らの権利を放棄することでもある。戦争法阻止の行動も職場討議を通じてしか、具体化できない。

## 東京地連は、定期大会に続き、臨時大会でもスト権確立

全印総連東京地連では、7月の定期大会で戦争法案廃止の産別スト権を多数で確立したが、10月の臨時大会では、強行採決された戦争法廃止の産別スト権確立を再度提起し直し、定期大会よりも高率で確立した。定期大会で確立したスト権は、7月24日の日比谷野音で開催された安倍政治ノーの大集会やデモ参加で行使し、国会周辺への行動や座り込みにも、スト権を行使した。このスト権行使を通告した際に、経営から組合に言われた見解が、前述した経営の対応であった。北海道地連や京都地連でも、抗議集会やデモにスト権を行使し、戦争法阻止の闘いに立ち上がった。経済スト権や争議支援のス

ト権行使は、少なくなってきたとはいえ毎年実施をしているが、戦争法阻止という政治課題でのスト権行使は、年金スト以来である。

まだ、スト権を確立していない単組がいくつもある。確立あるいは批准状況を引き続き点検していくことは、産別スト権を確立した産別執行部の責務である。戦争法は、今後発動され実際に自衛隊が海外に出ていくこともある。そのために安倍政権は、あらゆるメディアや場、場面を通じて戦争法容認の世論形成に躍起となっている。また、自衛隊員募集の告知や宣伝も露骨になっている。

このような事態の中で、労働組合に求められている運動は産別スト権を確立し、すべての加盟組合が批准し、スト権を行使して、戦争法にしっかりと向き合うことである。スト権投票は、この戦争法に対して、自らはどう評価するのか、何をしなければならないか、を問いかける行為である。自分自身へのこの問いかけから、戦争法や政治に対して、向き合うことが始まる。

労働組合が政治課題に取り組むことへの消極的な姿勢や反対論が少なからずある。しかし、政治と私たちの生活を切り離して考えることが出来るだろうか。社会保障の引き下げや増税などは、私たちの生活に直結する。言論の自由や表現の自由、労働法制も私たちの仕事や組合、生活に直結している。戦争法は、生活や職場、産業、そして日本の在り様に深くかかわっている。戦争法に対する産別スト権確立の提起は、議論を通じて労働組合と政治の距離を少しでも埋めたい、という提起でもあった。

## 戦争法は平和産業である印刷出版関連産業と相いれない

戦争法阻止や労働法制改悪反対のスト権行使

は、「政治スト」だろうか。筆者は、そうは思わない。前述したように、私たちの生活や労働、産業などに影響を及ぼすすべての事柄は、政治だとか経済だとかに区別できない。

労働組合の側が、ことさら、経済スト、政治ストと分けする必要はない。議論の結果、仮にスト権が確立できなくても、戦争法に反対する意志さえあれば、様々な行動ができる。労働組合の基本は、戦争法阻止のために、何が出来るか、何をしなければならないか、と常に問い続けることである。特に、戦争法が成立し、今後この発動を許さない、廃止して行くために、新たな闘いが始まっている。参院選挙に向けて、共産党の「国民連合政府」の呼びかけや野党共闘、戦争法に賛成をした議員の落選運動も起きている。

印刷出版関連産業は、平和産業である。戦争のない、平和な社会でなければ、産業として開花しない。印刷出版関連産業に組織する産業別労働組合として、企業や産業の基盤である日本の政治経済を平和で民主的にしていく責務がある。戦争法廃止のスト権確立とその行使への理解を各経営に求めたのも、そのためである。

戦前のような言論表現の自由が奪われ、基本的人権が抑圧されていた時代、印刷出版関連産業は、委縮し発展しない。集団的自衛権が行使され、戦争法が発動されるような事態は、平和憲法擁護のためと印刷出版産業の振興上も、絶対に許されない。

戦争法廃止と労働法制改悪阻止のために、全印総連はストライキを行使して、奮闘することを改めて問い続けている。

(これむら たかいち・全印総連中央執行委員長)



## 特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

# 〈日本医労連〉戦争法は許さない ふたたび白衣を戦場の血で汚さない

温井伸二

### いのちと平和を守る——日本医労連 結成の原点

先の大戦で海外での侵略戦争に動員された従軍看護婦は、判明しているだけでも3万5000人ともいわれ、うち戦死した方は1000人を超える。従軍された諸先輩の体験は壮絶で、戦場下において医療は無力であり、もはや医療ではない。医療従事者の誇りなどずたずたに打ちのめされる。日本医労連はその痛苦の体験から結成以来60年間、一貫して「ふたたび白衣を戦場の血で汚さない」ことを合言葉に平和と医療をまもる課題を座別の最重要課題として運動にとりこんできた。日本医労連結成の原点でもある。

### 戦争は医療・介護労働者の使命を 真っ向から否定する行為

医療・介護労働者の使命は「いのちと健康をまもる」こと。人の命を奪い合い、殺しあう戦争とは根本的に矛盾する。もし仮に目の前に戦場で傷ついた兵士がいれば、医療従事者はその兵士に対し全力で治療を、看護を行うであろう。しかしそれは、兵士を再び戦場へと送り込むための行為でもある。ひとたび戦争が起これば否応なしに巻き込まれていく。だからこそ戦争が起きない、起こさない、巻き込まれない確かな

国づくりが必要なのだ。日本国憲法を、第9条を決して改悪させてはならない。

平和であってこそ、よい医療・介護・福祉が実現できる。戦争にむかうとき、人権が制約され、社会保障が削られる。国民のいのちを脅かす憲法違反の「戦争法」は、廃止・撤回させる以外にない。

### 戦争に動員されるのは自衛隊だけではない——医療従事者は自らのこと

自治体・国民の「戦争協力」については、「周辺事態法」（99年）、「武力攻撃事態法」（03年）、「国民保護法」（04年）などで定められており、現在でも医療機関、医療従事者に戦争協力義務が課せられている。

国民保護法でいう医療にかかる指定公共機関としては国立病院機構、日本赤十字社だが、都道府県が指定した医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、放射線技師会および特定の医療を行うよう要請された個人の医師・看護師なども含まれる。周辺事態法第9条により国立はもとより公立・公的病院や一般民間病院、診療所にまで国・自治体は協力を要請できる。

国民保護法第85条の施行令では政令で定める医療関係者には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、救急救命

士、歯科衛生士などと規定しているが、リハビリ技師、事務、運転士、調理師など、普段は緊急性が低いと思われていても武力攻撃時に医療活動と不可分な役割を果たすので自治体の要請によって動員される可能性が強い（井上忠男『医師・看護師の有事行動マニュアル』など）。

つまり、ほとんどすべての医療機関・医療従事者が今でも戦争協力の義務を負っている。協力要請を受けた医療関係者は基本的に「正当な理由なく」断ることはできず、応じない医療関係者には知事は医療を行うよう「指示」することができ、関係者はそれに従う義務がある（国民保護法第85条2項）。罰則はないものの国家公務員や地方公務員は職務命令違反、民間であっても懲戒処分の上など個人が断るのはきわめて難しい。また現行の自衛隊法第103条では傷病兵の治療、救護を医療関係者に対して命じることができ、さらに自衛隊が作戦遂行上必要と判断した場合は病院、診療所などを「管理（＝接收）」し、物品を「収用（＝徴発）」できるとされている。

これらは日本国内での徴用を想定したものが、海外でアメリカと一緒に戦争することができ戦争法が成立したもとで、医療従事者の戦争協力義務は海外まで一気に拡大する。

また、自衛隊のリスクは高まらないという答弁とは裏腹に、防衛省は、4月から「第一線救護における的確な救命に関する検討会」を開き、「戦闘地域」での救護に関して議論している。自衛隊の任務が拡大し、より危険となることで、「徴兵制」「経済的徴兵制」の不安も広がっている。安倍政権は、「ありえない」としているが、防衛省の奨学金制度の拡充、奨学金返済に苦しむ学生を自衛隊に入隊させるインターンシップなども検討され、民間企業の新入職員の自衛隊

## いのちまもる医療・介護・福祉労働者は「戦争法案」に反対です。

安倍自公政権が国会会期を延長し成立させようとしている「戦争法案」は、あらゆる場合に自衛隊が海外に出動し、「いつでも、どこでも、切れ目なく」他国の戦争に介入し、武力を行使できるようにするものです。

私たちは、元の大戦で海外での侵略戦争に従軍看護婦として勤められた看護の体験から「ふたたび白衣を戦場の血で汚（けが）さない」ことを合言葉に、平和といのちまもる課題を達成

以来60年間、一貫して重役の最重要課題として位置づけ運動にとりこんできました。国民のいのちと健康を守る医療・介護・福祉労働者として、直ちに同法案を撤回することを求めます。

以上、職場から決議します。

年 月 日

組織名【 】

施設名【 】

職場・所属【 】 名

【賛同者の名前やメッセージなど】



研修の拡大や自治体での自衛隊の研修など、戦争協力の前準備と指摘する声もあがっている。戦争法が成立した直後から看護師の紹介業者のWEBサイトでは、「看護師自衛官の働きがい」などの特集が組まれはじめた。

戦争に動員されるのは自衛隊員だけではない。医療従事者自らのことなのだ。

## 医療・介護労働者は反対運動と国民世論形成の先頭に立つ

日本医労連は、いのちをまもる医療労働者・介護労働者としてその使命にかけ、戦争法案反対のたたかいに全力をあげてきた。すべての組合員が「自分に深くかかわる問題」としてとらえ、運動への参加を勝ちとるための学習を重視した。2月には集団的自衛権、安保法制改悪をテーマに「全国平和学習交流集会」を開催し、専門家の講演をうけた。機関紙での特集など学習材料を作成し職場学習をすすめた。「学習し

行動する」とりくみのひとつとして、職場決議をあげようと提起し取り組んだ。戦争法強行以降は廃止を求める職場決議としてとりくみ、11 月末日までの集約で 247 組合 543 職場で決議があがっている。引き続き、学習や対話を進めながらすべての組織で決議をあげることをめざしている。

広く国民に戦争法案反対の私たちの意思を伝えようと新聞意見広告に取り組んだ。9 月 5 日朝日新聞の朝刊に掲載された全面意見広告は大きな反響をよび、激励の電話、メール、FAX、匿名でのカンパも寄せられた。賛同募金によるこの意見広告は 800 を超える医労連加盟の単組支部、医労連以外の 22 の医療関係団体、60 人の個人からの協力をいただいた。折しも加盟組織の定期大会時期と重なり、新聞意見広告が話題となって、たたかいへのさらなる決意をかためるものともなった。

日本医労連は各地で署名や宣伝行動などにとりくむとともに、集会参加にも全力で取り組んだ。「白衣・黒衣」のポスター・チラシ、横断幕などを作成し、アピールした。実際の「白衣・黒衣」を着たり、従軍看護婦の衣装で参加したり、全国各地で創意工夫がこらされた。早朝・昼休み・退勤時に短時間でも街頭に立つスタンディングアピールも継続して取り組まれている。

「伝家の宝刀」ともいわれるストライキは労働組合の権利として憲法で保障されている。日本医労連は、生活改善のための年末一時金獲得や大幅増員など切実な労働条件改善の要求とともに、2015 年秋闘の産別統一ストライキ権の項目のひとつとして「戦争法案反対」を明確に打ち出した。それは国民のいのちと安全を守り、まともな医療・社会保障を実現する要求そのもの

のだからだ。

9 月 1 日に岡山県医労連は「戦争法案廃案」を前面に掲げ、看護師・介護職員の大幅増員をもとめて統一行動を実施した。この統一行動に岡山医療生協労組と倉敷医療生協労組が始業時 30 分のストライキを実施し、病院前などで「戦争になれば通常の医療ができなくなることを知ってほしい」と訴えた。

5 月 12 日はナイチンゲールの生まれた日。看護婦確保法（当時の呼称）制定を機に 1991 年、「看護の日」と制定された。日本医労連は毎年「看護の日」を中心としたゾーンを設定し、全国で「ナースウェーブ行動」を実施している。看護師をはじめ医療・介護労働者が地域に出て、市民・住民とふれあい、看護や医療・福祉への理解を高めるとともに私たちの要求への支持と共感を広げる取り組みとして継続してきた。1 年間の中で、全国でもっとも地域に出る時期と言っても過言ではない。来年は、参議院選挙目前。そしてその後の「改憲」への道を阻止するため日本医労連は、ストライキを含む「戦争法廃止、憲法守れ」の一大統一行動を提起している。学習と職場討議を大切に、労働組合の立場から、労働組合らしい大運動を展開する。すべての国民の命をまもるために、戦争法の廃止まで日本医労連は全力をあげる決意である。

（ぬくい しんじ・日本医労連書記次長）

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

# 〈国公労連〉戦争法は許さない 「憲法尊重・擁護の義務」を負う 国公労働者として

鎌田 一

## 平和運動は労働組合の姿勢が問われる

国公労連は、日本国憲法をまもり、くらしや行政に活かすことを一貫して運動の中心課題に据えてきた。それは、①国家公務員の役割が日本国憲法に由来すること、②労働組合の役割が組合員の生活向上であり、その土台が平和であること、③戦時中の公務員が戦争の奉仕者にさせられていたこと、④労働組合や民主団体が改憲勢力との対抗軸であることなどからである。

第2次内閣発足直後から、安倍首相が「戦争する国づくり」を推進する姿勢を鮮明にしたことから、国公労連は、「憲法尊重・擁護の義務」担う国公労働者として憲法をまもる運動に力を注いできた。

とはいえ、職場の受け止めは様々であり、社会一般がそうであるように、「政治的に偏っていないか」、「労働組合がなぜ平和のとりくみをするのか」という意見がないわけではない。すなわち、憲法などの平和の課題を前面に押し出す運動を展開するには、労働組合としての姿勢が問われるのである。

## 平和運動を推進するための3箇条

平和運動を推進するために、心がけていることは、主に次の3点である。

第一は、労働組合の役割である組合員と家族

の生活改善、つまり、要求把握とその実現にむけた運動が日常的に職場組合員に見えることである。これは、あたりまえであると言えばそうであるが、このとりくみ抜きに、組合員からの信頼は得られない。そのためには、情報発信を含めて、役員の不断努力が必要であり、日々の積み重ねが大事であるという点で、最も重要である。こうした組合員との信頼関係を築いてこそ外に足を運ぶ運動にも理解が得られるのである。

第二は、学習と人材育成である。学習について重視する観点はおおむね2点である。1つは、公務員の労働条件は、すべての労働者の労働条件と表裏一体であり、労働条件改善のためには、世論の理解と支持や政治革新などが必要であることをそれらの関連を明らかにしながら学習することである。2つ目は、労働組合の歴史、とりわけ第2次世界大戦を経た激動の歴史を伝えることは重要である。とりわけ国家公務員は、後述するように、自らの役割と労働条件が大きく変わることとなった背景やその事実を伝えていくことが運動の発展や人材育成には欠かせない。すなわち、いまある平和や安定は、先人たちの努力がその礎にあることと、努力抜きにそれは保てないことを学ぶのである。

第三は、憲法をまもり、それを活かすことと表裏一体である民主主義と人権を大切にする姿

勢である。一部には、「労働組合が平和の課題をとりくむべきでない」という主張に流れ、平和の課題を取り上げないよう腐心している場合がある。これは、書店が民主主義フェアを自粛したり、各方面で政治的「中立」に名を借りた偏見を押しつけ、平和の課題から敬遠させようとする最近の動きと同根である。

こうした動きを見聞するに際し、「ファシズムは日常の中に潜んでいる」の言葉と、16 世紀のフランスの 10 代の思想家エティエンヌ・ド・ラ・ボエシの著書「自発的隷従論」を思い出す。前者は、説明するまでもないが、後者は、要するに支配・被支配の関係は、軍事力などの力による場合だけではなく、支配される側が圧政に対しても反対せず、むしろその権力者を維持しようとする状態を自発的隷従と指摘している。まさに、いまの日本がその状態になりつつある。

したがって労働組合も、日本国憲法で保障された思想信条の自由や結社の自由などの基本的人権へのこだわりが必要である。一部の声の大きなものに流されるのではなく、議論を重ねて筋を通すことを忘れてはならない。

以上のことを日常心がけながら運動を進めなければならないと肝に銘じている。

## 日本国憲法は公務員の行動規範

憲法と公務員との関係は、平和運動を推進する上でも重要である。

戦後の公務員は、日本国憲法で「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」（第 15 条 2 項）と規定され、明治憲法下の「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」へとその役割が抜本的に転換された。これは、憲法の立憲主義に基づいて、一部の権力者等によって公正・中立な公務の運営が損なわれるこ

とを排除するための規定であり、国家公務員にとっては、身分保障とともに職務遂行には欠かせない規定である。

そして国家公務員は、憲法の要請に基づいて制定された法律に則り、国民の権利保障を担う様々な国の機関で各種施策を推進している。そのため公務員は、憲法第 99 条で「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定されているなど、日本国憲法は、公務員の職務の根本であり、行動規範ともいえる。

他方で近年、公務員制度は、大企業・財界が政治への影響力を強めている状況のもとで、その意向を反映しやすい制度へと変わりつつある。

それは、国の機関の削減、体制の縮小、規制緩和などで国の機能と権限を低下させたり、人事への過剰な介入、不公正な人事評価とそれによる処遇、予算配分など、使用者の権限を強化したり、様々な手法で少しずつ公務の職場に浸透してきている。

そのため職員は、「全体の奉仕者」としての使命を自覚しつつも、国家公務員法第 96 条の「職務専念義務」や第 98 条の「上司の命令に従う義務」などに縛られ、結果として政府・財界の意向に従わざるをえない現実がある。

いま、安倍政権が「企業が一番活動しやすい国」「戦争する国」づくりを掲げ、その方針のもとで経済政策や労働法制の規制緩和、沖縄新基地建設、原発再稼働などを推進する役割を国家公務員が担わされている。

そうした状況に直面しているいま、国家公務員労働者として、改めて憲法をまもり、それを活かし、真に労働者・国民のための民主的な行財政・司法の確立を求めて行かなければならない。それこそが労働者・国民の利益に結びつくのである。

## 「まもろう憲法・国公大運動」の展開

国公労連は、8月27日～30日の第61回定期大会で新年度の運動方針として「まもろう憲法・国公大運動」（以下、大運動）を推進することを確認した。この運動の主要な目的は、戦争法の廃止や憲法改悪阻止に全力をあげるとともに、憲法で保障された国民のくらしと権利を守るための公務・公共サービスの拡充をめざすことである。大運動のキャッチコピーとして、「ふたたび戦争の奉仕者にならない」を前面に押し出し、国公労連独自のポスター・シールを作成して、職場・地域からとりくみの気運を高めている。

大運動の推進体制として、国公労連本部と各単組委員長・書記長で構成する大運動推進本部を設置して、当面、以下のとりくみを推進することを確認した。

第一は、戦争法廃止にむけたとりくみである。「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が提起した2000万署名「戦争法の廃止を求める統一署名」にとりくむとともに、戦争法廃止の世論と運動を広げること大運動の重点課題にすえることを確認した。そのため国公労連は、「学び、伝え、行動する」ことをすべての組合員に呼びかけて、職場・地域から学習と署名のとりくみを軸に運動を展開するとともに、戦争法の問題点を家族や友人・知人など、多くの国民に知らせ、地域の集会・行動に積極的に参加することとした。

第二は、学習強化のとりくみである。とりわけ若い組合員向けに国公労連独自の資料を作成している。その一つは、憲法リーフ「憲法 VS 戦争」の発行である。リーフは、戦争法廃止と

憲法改悪阻止をなぜ国家公務員の労働組合がとりくむのかを1つのコンセプトとして、時々の情勢のポイントや解説、反対運動の広がりやネットを活用した情報把握方法などを伝えるとともに、戦時中の国の機関やそこで働く国家公務員がいかに戦争に協力させられてきたかを連載して、既に6号発行した（国公労連のHPの「データ・資料」の「宣伝素材」に掲載）。もう一つは、手軽に学習できる素材として、「10分間DVD」（HPにもアップ）を作成し、国会周辺の反対行動の模様や国公労連のメッセージなどを組合員に伝えている。さらに、国公労新聞特集号、「K O K K O」12月号、勤労者通信大学「憲法コース」の受講などの学習資料を一人ひとりの組合員に届けることを徹底し、通年をとおして学習をすすめることとした。

第三は、戦争法廃止の運動を継続・発展させ、政治の民主的転換をはかることである。そのため、総がかり行動実行委員会がとりくむ毎月19日の国会前行動、第三木曜日の宣伝行動に結集するとともに、原発再稼働阻止やTPP協定からの撤退など一致する課題での共同を推進する。

また、パンフレット「憲法を守る公務員労働者の権利と運動」を活用した学習を職場で実施し、今後の国政選挙や首長選挙にむけて「投票に行こう」の呼びかけを強めることとした。

第四は、春闘期から夏季闘争期にかけて、憲法改悪反対と国民本位の行財政・司法の確立をめざすことを目的としたキャラバン行動を展開することである。参議院選挙もにらみ、4～6月には、憲法をまもり、いかす公務・公共サービスの拡充や立憲主義を踏みにじる戦争法廃止にむけた世論を対話と共同（キャラバン行動）を広げるため、自治労連や全教など公務産別と

共同したとりくみを追求する。こうしたとりくみと結合させて各ブロック国公で実施する「行政体制の拡充を求める国会請願署名」の推進と地元選出国會議員への要請・懇談、地方出先機関の所属長への要請、主要駅頭での宣伝行動などを実施する。

第五は、憲法で保障された国民のくらしや権利を守るために必要な公務・公共サービスの拡充を阻害している国家公務員の総人件費削減や地方分権改革・道州制の問題点を広げることである。そのため、1～5 月にかけて、総定員法と定員削減計画による国の定員管理の問題点や柔軟な定員管理の必要性を訴えるビラ・リーフ等を活用し、職場での学習を強め、「総定員法廃止など国の定員管理に関する要求署名（仮称）」を推進し、憲法にもとづく国の役割を果たさせるため、予算・人員体制の拡充を求める。また、前記キャラバン行動などで、地元国會議員への要請・懇談を強めることとした。

## 国民の権利保障と定員管理政策

現在の国家公務員の定員管理は、1969 年に成立した行政機関の職員の定員に関する法律（以下、総定員法）によって定員の最高限度を定めている。各府省の定員については、内閣が毎年の各府省の増員要求を査定して、そこから定員削減計画分を差し引くため、結果として、毎年総定員が減少している。

このしくみができるまでは、各府省の定員の増減については、各府省設置法の改正案として毎年国会で審議していた。ところが総定員法ができてから国会では、国の財政事情等を引き合いにした総人件費削減やそのための定員削減については、競い合って議論されるが、その際国の機関の役割や、個々の行政機関にどの程度の

定員が必要なのかについては、ほとんど議論されていない。

このような定員管理政策は、当初、行政需要の変化等を考慮して、定員を各府省にメリハリをつけて再配分することにあったが、総定員法施行前に約 90 万人であった国の行政機関の定員がいまや 30 万人を下回っており、メリハリをつけることができずに、単に削減が職場に押しつけられているのが実態である。

そのうえ定員査定では、各府省ともできるだけ純減を食い止めようと、新規施策で増員要求を行う傾向があるが、近年では純減が前提となっているため、結果として、毎年定員削減と業務量増がセットで負荷されるという矛盾が生じている。そのため、業務の簡素・効率化も万策尽きた状態で、行政需要に応えようと職員が懸命に努力しているが、恒常的な超過勤務などで過重労働が横行し、心身ともに健康が蝕まれる職員が急増するなど、もはや限界点に達している。

これ以上の総人件費抑制による定員削減は、行政機関の機能を脆弱にし、憲法で保障された国民の権利保障機能の低下を招きかねないことから、国公労連は、国民のための行財政・司法を確立する立場から、総定員法の廃止と定員削減計画の中止・撤回を強く求め、行政需要にみあった増員による体制確保の必要性についての理解と支持を広げていくことも、「まもろう憲法・国公大運動」の一環に位置づけた。

（かまた はじめ・国公労連書記長）



特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

## 〈自治労連〉戦争法は許さない 自治体労働者は二度と 赤紙を配らない

中川 悟

### 戦争法案阻止のたたかいの広がりを実感

「最初は『反対』『辞めろ』の言葉に引き気味だったが、参加者が多いのに驚いたこと、こんなに反対している人が多いことに勇気をもらった」「私は、このデモに参加し、目と耳で、今を生きている人達の怒りを実感できました。日本の社会で、怒ることはとても勇気のいることかもしれません。それを支えている人がいて、その勇気の崩れることが防げるのだと思います。平和に生きるために、今、声を上げないでいつ声を上げるのでしょうか」——これは、8.30 国会包囲行動に参加した青年の感想である。

自治労連は、戦争法案廃案に向けて、延長国会終盤で重大局面を迎える情勢の下、戦争法案の成立をなんとしても阻止しようと、8・30 戦争法案廃案！安倍政権退陣！ 国会 10 万人、全国 100 万人大行動（主催：総がかり行動実行委員会）とあわせ、「戦争法案ゼッタイ廃案！全労連全国統一行動」（9 月 2 日・9 日）を提起し、8 月 30 日から 9 月 9 日の間を統一行動ゾーンとして取り組んだ。

8 月 30 日の国会周辺には、12 万人を超える国民が結集、自治労連も 16 地方組織、3 県事務所から少なくとも 80 単組・1000 名以上が参加した。全国でも京都の円山公園の 2 万 2000

人を超える集会を始め、1,300 か所を超える場所で行動が行われ、自治労連からは、20 地方組織 3 県事務所の 145 単組から参加した。

9 月 2～9 日の統一行動ゾーンでの取り組みでは、各地で開催される集会やデモ、パレードなどへの参加、宣伝行動や集会および職場決議など、29 地方組織 3 県事務所で行動に参加し、職場集会や地域への行動には 148 単組から参加した。また、職場決議も各地で取り組まれ、特に保育部会も提起したことから、全国の保育職場での職場決議が多く取り組まれた。

これまで、あまり集会や行動に参加したことのない組合員が積極的に参加したり、自主的に集会に参加するなど、従来の取り組みを超えて参加があり、「参加者数を把握しきれない」といった報告も出てくるなど、戦争法案阻止のたたかいの広がりが実感できるものとなった。

また、自治労連は、この間の憲法をめぐる情勢の学習資料として、自治労連弁護団の協力を得て、集団的自衛権の行使が自治体及び自治体労働者に及ぼす影響を分析した自治労連弁護団意見書「地方自治の真価が問われる一海外で戦争する国づくりと自治体・自治体労働者」を発行し、憲法キャラバンなどで自治体関係者と懇談するとともに、パンフ「考えてみよう日本国憲法」の改訂版を発行。加えて、独自ポスター 2000 枚、「二度と赤紙は配らない」の横断幕 200

枚を地方組織・単組に下ろし、活用してきた。

### 3分の1の自治体（692自治体）を訪問した憲法キャラバン

自治労連は、2013年8月の第35回定期大会で「地域から、憲法と地方自治をいかに守るため、憲法キャラバンを広げ、『こんな地域と日本をつくりたい』の提言運動に発展させよう」の方針を確立し、2016年8月までにすべての自治体を対象に『憲法キャラバン』を行うことを目標とした。背景には、当時、参議院選挙を踏まえ、今後2016年の参議院選挙までの3年間、国政選挙がないもとで、憲法、原発、基地、消費税などに対する国民世論を、地域から揺るぎないものにしようという思いがあった。

自治労連はこれまで地域の社会保障推進協議会等と医療・福祉の充実などを求めて自治体キャラバンを行い、制度の拡充を求めてきた。同時に、提起した憲法キャラバンは「追及型」でなく、一致点を広げる「懇談型」として取り組んできた。そして、この2年間で憲法キャラバンとして、全国の自治体の3分の1にあたる692自治体を訪問し、懇談をすすめてきた。そのうち、197の首長、137の副首長と直接懇談し、「憲法をいかに守る」ことの認識を共有してきた。以下、憲法キャラバンにおける首長の主なコメントである。

●「戦争にいくのは、国会議員ではなく若い人が行くことになる。世論を無視した強引なやり方はおかしい。今、選挙を行い国民に信を問うべきである」（北海道、小林康雄・士幌町長）

●「自分は終戦の前日生まれだ。父は戦争反対を戦時中に言い続け、治安維持法で日詰警

察署（現紫波警察署）に留置もされた。私はこうしたことから平和のあり方を大切にしたいと思っている。現憲法で平和が守られているのだから、憲法は変えるべきではないと思う。特に教育は恐ろしいものだ。戦争はだめだということをしっかりと教えるべきだ」

（岩手、高橋昌造・矢巾町長）

●「私の母は90歳になるが、新聞の『戦後70年特集』を切抜きしながら二度と戦争をやってはいけないといつも聞かされている」

（岩手、青木幸保・平泉町長）

●「町民を守るのが行政の仕事。攻める立場に立つことはよくない」（京都、山本圭一・大山崎町長）

●「（安倍政権は）憲法より上にご自身（安倍首相）の政治信条を置いているようだ」「かつての自民党はウィングが広く、いろいろな人がいて多様な議論があったが今はそれがなくなっている」（高知、清藤真司・香南市長）など

### 憲法に寄せる、59人の首長メッセージ

また、自治体首長の「憲法をめぐるメッセージ」には、11月末時点で59人の首長からメッセージが寄せられた。三重の山中光茂・松坂市長からは『世界の中心で「平和」と「立憲主義」を堂々と叫ぼう』のタイトルのA4判3ページにわたる長文を寄せていただいた。「私は戦後世代ですが、現実には生じていた民族紛争の跡地での医療活動をはじめ、アジアアフリカ諸国の苛烈な貧困や飢餓に苦しむ地域において住民とともに過ごしてきました。そこでは、『愚かな為政者』が壊してしまった国民生活と国の未来の残酷さを肌で感じ続けてきました。

そして、ひとたび『愚かな為政者』によって壊されてしまった『当り前の平和』のなかで生きる幸せは、いかにそれを現場において、または後の世代の政治で頑張っても取り戻すことが困難であるかを認識してきました。だからこそ、私たちは、いま『愚かな為政者』によって壊されようとしているこの国のかたちと私たちの当り前の幸せについて、自分のこととして真剣に考えるべきなのです」と自らの体験を通じたメッセージである。

長野の曾我逸郎・中川村長からは「(日本国憲法の) この崇高な志を理解できず、『普通』の国、軍事力にものを言わせて女性や子どもを犠牲にして恥じない国の仲間に入れて欲しいという願望こそが、いじましい。このような人物が、崇高なる日本国憲法を、『普通の』、志のない凡俗なものに変えようとしている。嘆かわしいことだ。許してはならない」と強烈的なメッセージをいただいた。

こうした憲法キャラバンや首長メッセージなどにより、保守系を含む自治体首長が声を上げ、10月末時点で、399の地方議会が戦争法案への廃案や慎重審議を求める決議を上げたことは心強いものであった。

戦争法は、国民多数の反対にもかかわらず、強行採決を重ね成立したが、この間の経験をいかして戦争法廃止の取り組みを職場からどう発展させていくのが極めて重要になっている。いま改めて、戦争法制の整備・拡大の問題点を、自治体・自治体労働者に引き寄せて考える必要がある。

## ますます戦争法制に組み入れられる自治体・自治体労働者

現在の有事法制においても、自治体や自治体

労働者には様々な役割が課せられている。

自衛隊法では、都道府県知事や市町村長等について協力規定がおかれ、防衛出動時において、都道府県知事は国の要請により、公用令書を発行して、病院、診療所の管理や土地や家屋の使用、物資の保管や収容を行うこととなる。また、都道府県知事は国の要請により、医療従事者、土木従業者、運転手等に業務従事命令を発することとなる。

周辺事態法では、周辺事態において、地方公共団体に対する具体的な協力項目として、地方公共団体の管理する、港湾の施設の使用、空港の施設の使用、建物、設備等の安全を確保するための許認可、消防法上の救急搬送、人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力、地方団体による給水、公立医療機関への患者の受入、地方公共団体の有する物品の貸与等がある。

戦争法制の整備・拡大により、自衛隊が戦争(武力行使)を行う場面、他国の戦争(武力行使)を協力支援する場面は広範に拡大することとなる。それに伴い、これまで具体化することのなかった前記のような自治体・自治体労働者への指示・命令、市民の動員・避難は現実のものとなる。

このように、今回の戦争法制の整備・拡大は、自治体にとっては、自治体が他国間の紛争(戦争)に巻き込まれ、一方当事国の軍事的利益のためのその軍事行動に協力・負担するための法整備であることを意味する。また、自治体労働者は、この法制の中で、他国の紛争(戦争)のための就労を強いられることになるのである。

## 行政の現場が“忖度”、戦時と同じ空気

2014年の「9条俳句」不掲載問題など、平和

を求める自主的な取り組みにたいする行政や自民党地方議員等の過剰な規制・攻撃も引き続きおこっている。

兵庫県の地域労連が昨年 7 月に開催した集会を、会場である姫路市が安倍政権批判を理由に強制中止させた問題では、9 月に同市が地域労連に謝罪し解決をみたが、「自治体学校 in 金沢」（2015 年 7 月）では石川県が「政治活動を目的とするもの」と決めつけて、会場使用への助成金申請を不受理とし、行政不服申請も却下した（10 月）。北海道教育委員会は高教組が組合員に、「アベ政治を許さない」のクリアファイルを配布したことに対し「政治的行為を禁じた人事院規則に違反する疑いがある」として 10 月に不当な実態調査をおこなっている。日野市は公用封筒に印刷された「日本国憲法の理念を守ろう」の文言を黒く塗りつぶして使用し、12 年以降に作成された封筒からはこの文言をなくしていた。

戦前、戦中の言論弾圧同様、行政の現場から付度が始まっていると言っても過言ではない。

## 職場を基礎に憲法闘争を推進

安倍首相は 2004 年、彼が自民党幹事長の時代に、著書『この国を守る決意』で「いうまでもなく軍事同盟というのは“血の同盟”。日本がもし外敵から攻撃を受ければ、アメリカの若者が血を流す。しかし、今の憲法解釈のもとでは、日本の自衛隊は、少なくともアメリカが攻撃されたときに血を流すことはない。（日米安保の）双務性を高めるということは、具体的には集団的自衛権の行使だと思う」と著した。集団的自衛権行使は安倍首相の長年の政治的野望であり、その本質は「日本の若者に血を流させることにより、米国と肩を並べる国になるこ

と」に他ならない。

戦前・戦中、自治体労働者は戦争遂行の末端組織に組み込まれ、「召集令状（赤紙）」の配布によって住民を戦争に動員することを業務として強制された痛苦の反省から、私たちは「自治体労働者は二度と赤紙を配らない」のスローガンのもと一貫して戦争に反対し、平和憲法と地方自治をいかす取り組みを行ってきた。

確かに徴兵制が今すぐに現実的な問題になることはないかもしれない。しかし、文科省の奨学金にかかわる検討会で、経済同友会の代表は奨学金延滞者に対し「自衛隊入隊」などを勧めればいいと発言している。また、2 年前の国会審議の際、無職の若者への就職対策を唱える経済団体幹部に対し、防衛省が任期付きの実習生制度の導入の「イメージ」を伝えていた。防衛省には、現在、自衛隊入隊を条件に、大学生らに学資金を貸し出す制度がある。いわゆる経済的徴兵制である。2014 年 7 月 1 日、集団的自衛権行使容認の閣議決定の際には、自治体の住民登録を使い、全国の 18 歳に自衛官募集のダイレクトメールが届けられた。私たちは二度と若者を戦場に送るわけにはいかないのである。

総がかり行動実行委員会が提起する「戦争法廃止 2000 万署名」は、“国民 5 人に一人”の規模であり、戦争法廃止の国民的合意と政権構想につなげる重要な意義をもつものである。自治労連はこれらの運動に結集するとともに、参議院選挙まで半年となった今、あらためて憲法尊重擁護義務を宣誓した立場から、「住民全体の奉仕者」として「住民生活を守ることの責務」を学び直し、職場を基礎とする全組員の参加の憲法闘争の推進に向けて奮闘する決意である。

（なかがわ さとし・自治労連書記長）

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

〈全教〉戦争法は許さない  
**教え子を再び戦場に送らない**  
——教職員と父母・国民との共同広げる

土方 功

戦後、日本の教職員は、侵略戦争に子どもたちをかりたてた痛苦の反省から、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンを確立し、大切にしてきた。私たち全教は、「戦争法案」廃案のたたかいを、戦後 70 年守り続けてきた平和を投げ捨て、「戦争する国」に向かうかどうかの歴史的なたたかいであると位置づけ、全国の教職員と共同してとりくみをすすめてきた。

平和への意思表示

今、学校現場は、長時間・過密労働の常態化と管理・統制の強化によって自由にものを言えない雰囲気がつくり出され、人事評価制度の導入などによって教職員間の連携に困難さが生じている。

「戦争法案」廃案にむけたとりくみとして、まず「教え子を再び戦場に送らない」ポスターを作成し、全国の職場で掲示する運動にとりくんだ。掲示板設置を校長に認めさせるところから出発した職場、教職員が一番目にする場所に張り出した職場など、実態に合わせて「ポスターを張り出すことがたたかい」と位置付けてとりくんだ。

その上で、多忙な学校現場であるからこそ、教職員一人ひとりとの対話をすすめ、子どもたちを守りたい、憲法を守りたいという思いを集め、職場から世論をつくりあげることが重要で

あると考え、「全国教職員投票」にとりくんだ。これは、単に「戦争法案」への賛否を問うのではなく、全国の教職員に現在の情勢と「戦争法案」の中身を伝え、目の前の子どもたちのために「『戦争する国』ではなく、憲法 9 条をいかし『平和を広げる国』を子どもたちに手渡したい」との意思表示をしてもらうとりくみである。賛同してもらえる人には、○をつけて意思表示してもらい、一言欄への記入もお願いした。

6 月から 3 か月間で、全国 37 都道府県の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、障害児学校 3754 職場から 5 万 1513 枚の投票があり、そのうち賛同数 5 万 2553 枚となった。ホームページを見た大学の職場からも意思表示が寄せられた。

投票用紙の一言欄には、たくさんの声が寄せられた。「この国が世界に胸を張って『平和な国』と言えることは何より大切なことです」「戦後 70 年、決して歴史に学ぶ心を忘れず、一人一人が考え、意思表明をしていくことが大切だと思います。私は、無条件に戦争に反対です」「現在、世界を覆っている問題は『戦争』という手段では解決できない。持続発展可能な世界をもたらすものは、兵器ではなく英知である」「平和憲法は理想だという人もいますが、戦争という現実を一步でも受け入れたら、先の大戦の反省が生かされません。この平和憲法は皆の願いであり祈りです」。

この「全国教職員投票」のとりくみを通して、管理職が率先して投票した職場、全教以外の組織の教職員も積極的に参加し、投票を促してくれた職場、組合員の3倍を超える投票があった職場など、様々な立場や考え方の違いはあっても、「戦争する国」を子どもたちに手渡すわけにはいかないとの教職員の意思が示された。そして、「戦争法案」の議論が国会で進む中、その審議内容とかみ合わせた意見が多数寄せられるようになり、教職員の中に、「戦争法案」が憲法違反であることの理解がどんどん進んできたことがわかるものだった。

### 「オール沖縄」闘争への連帯ツアー ——怒り、笑顔、共感の涙

国会での「戦争法案」強行と並行して政府が強引にすすめる、辺野古新基地建設に対する沖縄県民の「オール沖縄」の反対運動への連帯・支援と、現地での学習を目的に、7月25日から3日間、青年層を中心とした全教のツアーを行った。北海道から九州までの参加者合計65人が行動した。

新しく米軍機着陸帯（ヘリパッド）建設が強行されようとしている東村高江と、新基地建設が強行されようとしている辺野古（キャンプ・シュワブ、瀬高の浜）を訪れ、連日の座り込み行動にとりくんでいる住民の皆さんと交流した。キャンプ・シュワブ前の行動では、ツアーに参加した青年全員が激励と決意の言葉を述べる機会を提供してもらった。「沖縄の現実を初めて見て、聞いて、自分に何ができるのかわからないけれど……」と涙を流し、言葉に詰まる青年に、「来てくれたことが嬉しいよ」「子どもたちに伝えてね」と、座り込みに参加している地元のオジィ、オバアが声をかけてくれる場面も

あった。

青年たちの感想文には「戦後日本の矛盾が一番鋭く現れている沖縄で、沖縄の皆さんの70年にも及ぶ粘り強いたたかひが『オール沖縄』という形で大きく広がり、確実に沖縄は変わってきている！と感じるものでした」「戦争法案の衆議院通過という厳しい情勢の中、今回改めて学んだ沖縄のたたかひは私たちを励まし、運動への確信を持たせてくれました。歴史の大きな節目にいる私たち、沖縄の支援と同様に、自分の住んでいる町で、職場で、平和な未来ある日本を作るため、具体的に行動したいと思います」「基地も米軍も思いやり予算も、全て戦争をすることが前提にあり、戦争のためにはこのくらいの犠牲は我慢しろと押しつけられています。日本は、憲法九条を掲げ、平和国家になったのではなかったのか。大きな矛盾に、のたうち回るような苦しさを感じます」などの声が寄せられた。憲法を守りいかに重要性を、沖縄の怒りと、ウチナーンチュの笑顔とから学び、共感の涙を流した青年たちの姿が印象的だった。

### 学校・教職員への強権的な介入

北海道教育委員会は10月14日、「校内におけるクリアファイルの配布等に関する調査」を道内各学校に通知した。これは、道議会で自民党議員による「『アベ政治を許さない』と印刷されたクリアファイルが組合に所属していない教師の机まで置かれている」という質問・追及によって始まり、それを受けて道教委が各教育局への聞き取りを行い、その後道内全学校への調査となった。道教委は、「職員が配布しているところを見たことがあるか」「置かれている、放置されている、職員が使用しているところを見たことがあるか」など、他の教職員の行為に

ついでの見聞にまで調査は及んだ。まさしくこれは、憲法 21 条の定める「表現の自由」を侵し、28 条の「団結権」を阻害する、不当な行為であることは明らかである。同時に、18 歳選挙権が実現し、主権者教育の充実が求められている状況において、教職員を委縮させて正当な政治教育を行わせないという、政治的な介入そのものである。

これは、自民党文教部会が 7 月 8 日に首相に提出した「選挙権年齢の引き下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」とつながっており、教育への統制・介入を強化しようとするものである。「提言」は、18 歳選挙権により新たに生まれる有権者を権利主体ではなく、教化の対象として位置づけるなど、民主主義に反する姿勢が顕著な内容となっている。同時に、教育の政治的中立性の基準を政府・自民党の政策に置き、それへの批判を「偏向」と位置づけることによって、18 歳以上の新たな有権者のみならず、義務教育段階から自民党政権の政策を全面的に肯定する国民の「育成」をねらったものである。

10 月 18 日に文科省が発出した「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動等について」（通知）においても、学校内外での生徒の政治的活動を制限するだけでなく、「教員は個人的な主義主張を述べることは避け」とするなど教職員の教育活動上の自由も制限する内容になっている。

この件に先立って、山口県の県立高校でおこなわれた「安保法制」に関する現代社会の授業について、7 月 3 日、県議会において自民党県議が「政治的中立性に疑問」などと、教育内容に介入する質問を行った。これに対して、教育長が議会で謝罪をし、政治的中立性の確保や授業の進め方、資料の取り扱いなどを盛り込んだ

新たな指針を学校に示すと述べたことから、山口県では、高教組、県教組、教育県民会議などを中心に抗議行動が展開された。教育行政が自民党県議からの教育への不当な介入に屈したものであり、断じて容認することはできない。

政府の意を汲む県議会や教育委員会は、安倍政権の暴走に対する国民的な批判を恐れ、政治的な「公平・中立」の名を騙り、処分もちらつかせながら、教育と教職員に対する強権的な介入を強めている。これは、「戦争法案」廃案のたたかいに青年・学生や高校生が主体的に参加し、さらに子どもを持つ母親の全国的な組織が誕生し、労働組合の歴史的な経過を超えた共同も進むなど、政治課題に対する国民運動の質的な変化に対する自公政権の「恐れ」がどれだけ大きいかを物語っていると言える。

改訂された検定基準による中学校社会科教科書の採択の年となる 2015 年、日本会議や教育再生機構など「つくる会」系の教科書採択をめざす勢力が策動を強め、県議会からの直接的な圧力が学校や教育委員会に加えられた。大阪市などで「つくる会」系教科書が新たに採択されたが、東京都大田区、愛媛県今治市、島根県益田地区、広島県尾道市などで、「つくる会」系教科書の採択を覆し、「シェア 10 %、12 万冊以上」を目標とした「つくる会」系のねらいを実現させなかった。東京での教科書連絡会のとりくみや、島根での学習会の積み重ねなど、父母・市民との共同を粘り強く追及し、とりくみを進めたことが貴重な教訓となっている。

## 職場・地域からのたたかいで 「戦争法」廃止を

N H K が 2014 年 11 月に実施した「戦後 70 年観」に関する世論調査で、戦後 70 年間で日



本人はどのような社会を築いてきたのかという設問に、87 %の人が「戦争のない平和な社会」と答え、「経済的に豊かな社会」や「法治のよい社会」などを大きく引き離している。また、今後日本が大切にすべきなのはどのような社会なのかという設問にも、「戦争のない平和な社会」を挙げた人が全体の 40 %を占め、圧倒的な第 1 位となっている。この日本人の平和を願う思いの強さ、深さが「戦争法案」反対運動のかつてない広がり<sup>1</sup>の背景にある。そして戦後 70 年間、様々な攻撃を受けながらも、全国の多くの教職員が平和教育、民主教育を地道に推し進めてきたことも、そこにつながっている。だからこそ安倍政権は、教育からこの国を作り変えようとし、憲法にもとづく民主教育を否定し、「戦争する国」づくりのための人づくりへと教育政策を転換させ、その中心を担う教職員への強圧的な管理・統制を徹底して行っている。

私たち全教は、「全国教職員投票」の到達を踏まえ、職場での「戦争法」廃止、憲法を守りいかそうとの圧倒的世論をつくる職場総対話運動をさらにすすめ、教職員の意思を広く社会にアピールするために、「憲法 9 条を守り、子どもたちに平和を広げる国を手渡そう～憲法を守り、いかす教職員アピール」（「憲法教職員アピール」）賛同運動を提起し、とりくみをすすめている。

2016 年 5 月 5 日（子どもの日・予定）の全国紙に、「憲法教職員アピール」意見広告を掲載するとともに、地方紙への意見書掲載、アピールちらし、アピールポスターの作製など、全国の各組織で創意あふれるとりくみが準備されている。

さらに、「戦争させない・9 条壊すな！総が

かり行動実行委員会」の提起した 2000 万署名に積極的にこたえ、50 万を目標にしたとりくみをスタートさせた。職場のすべての教職員を対象とし、組織の違いを超えた共同を呼びかけ、宣伝行動や学習会なども共同で行う場面も生まれてきている。

職場での共同のたたかいと同時に、地域労連や地域の憲法共同センター、憲法会議、九条の会などにつながり、積極的に地域に出ていくことが何より重要であることは、この間の青年たちの変化からの教訓である。

政治課題に対して意見を言うとか、デモを行うとかの行動に自分は参加するべきではないと思っていた高校の青年教師が、デモをする高校生が目の前にいるのを見て、「自分はこれでいいのか」と深く考え、そっとそのデモの隊列に加わったと語った。駅頭で宣伝行動することも、国会に行くことも初めてだった青年たちが、「戦争法案」反対の地域での宣伝行動の中で、数万という国会行動の中で成長し、採決強行のあとも「これからが本当のたたかいだ」と目を輝かせている。教職員自らが主権者としての行動を堂々としていくことなくして、主権者教育の実質的前進はないし、民主教育の発展もない。

「教え子を再び戦場に送らない」思いを胸に、全国の教職員と、目の前の子どもたちと、父母・国民とともに「戦争法」廃止、憲法改悪を許さないたたかいをすすめていきたい。

（ひじかた いさお・全教書記次長）

## 労働戦線 NOW



### 連合新体制の試練——16 春闘と集团的労使関係の構築 全労連は「社会的な賃金闘争」重視へ

青山 悠

労働界は2016春闘準備と残業代ゼロ法案阻止闘争から、参院選準備へと動いている。連合では新体制に神津里季生会長（前連合事務局長・基幹労連出身）と、逢見直人事務局長（U Aゼンセン同盟）が選出され、今後の試練の労働運動が焦点となっている。一方、全労連などは2016春闘で最賃、公契約など「社会的な賃金闘争」を重視し、その動向も注目されている。

#### ■ 3年目のベア春闘へ初の「基準」設定

神津・逢見の連合新リーダーは外需型製造業と、内需型産業のコンビとなり、ともに政策通とされている。初陣となるのが2016春闘だ。方針は3年目のベア春闘へ「ベアの流れをより強く波及力の高いものにする」としたうえで、格差是正と底上げ・底支えを重視しているのが特徴である。

要求は、月例賃金の引き上げ（ベア）として「定昇相当分に加え、2%程度を基準」に設定した。連合は14春闘でベア1%以上、15春闘で2%以上の要求を設定してきた。16春闘でも大企業は過去最高益を続けながら、家計の負担は厳しく、デフレ脱却と経済の好循環のためには、「15春闘より要求を下げるわけにはいかない」とされている。

要求設定の特徴は、「基準」として位置づけたことだ。連合はこれまで要求に「以上」「中心」「ゾーン」などをつけてきたが、要求にプ

ラス、マイナスの幅のある「基準」設定は連合春闘26年で初めてのことである。

逢見事務局長は「従来のように景況感によるものではなく、賃金引き上げと、絶対額を反映した要求の幅である。配分でも子育て世代、若年層、中小、非正規への賃上げなど、全体として2%基準」と説明した。「正規、非正規を問わず、これまで光が当たらなかったところへの波及にも力を入れたい」と語る。

しかし、春闘中央討論集会では「要求で『以上』でなく、『基準』とするのは、後退ではないか」との質問もだされた。連合幹部はCPI、GDPの低さから要求は1%程度になりかねないと指摘。方針は「単純な実質賃金の維持」「生活向上分の確保」でなく、日本経済の好循環へ「視点をかえることが不可欠だ」と強調している。また、「中心」では2%に集中し、「程度」ではぼやけるので、「基準」として幅をもたせたと答えた。

懸念されることは、各産別、単組の多様なベアや手当となり、要求も回答も分散することだ。すでに大手金属のJCMは1%程度の3000円の要求を決め、連合の2%基準以下となる。一方、中小金属のJAMは連合方針を踏まえ、ベアなど賃金改善として2%、6000円基準（定昇相当含め1万5000円）を設定し、私鉄は昨年同水準の5500円とばらけている。

多様なベアは、経団連が昨年15年の経労委

報告で「若年層への重点配分」「職務・資格別に配分」などを提起している。連合がそれに賛同するのかどうか、組合員の春闘求心力からみて今後の対応が問われよう。

神津会長は2年間のベア成果を踏まえつつ、賃上げで経済の好循環へ「賃上げを持続、継続させなければならない」と表明している。方針にも公正配分を重視する「生産性三原則」を掲げた。大企業の16年の経常利益は10%増と予測され、両リーダーの春闘展開が試されることになる。

## ■格差是正、底上げへ「内部留保」活用

連合新体制は16春闘で賃金、労働条件の格差是正と底上げ・底支えを運動の機軸に設定した。企業規模、雇用形態、男女間などの格差是正と均等待遇の実現を提起し、重層的な共闘体制の構築と社会的横断化をめざしている。

要求は中小の賃上げ目安として、昨年同様に月額1万500円以上、パートの時給は37円増を設定した。さらに方針では企業内最賃協定、地域・特定最賃の引き上げ、連合地域ミニマムの設定、雇用形態を問わない均等待遇原則の法制化なども掲げている。

神津会長は「格差問題は構造問題」と指摘。是正へ向け公正取引の強化や「分配のゆがみ是正へ、財源は内部留保を中小やループ、下請などにまわすことに視点を置き、力を注ぐ。それが産業全体の発展につながる」「大手組合が系列や下請けへの配分をさらに促進しなければ、全体の底上げと格差是正にはならない」と、財源配分を含め運動に広がりを持たせたいと語る。

方針でも中小企業が賃上げできる環境を整備するため、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現、公正取引の実

現をはかることが必要」と記載した。自動車総連の大会で相原会長も「ものづくり基盤を日本に残すためにも、中小零細企業が産業の根底を支えている現実を直視し、今後は、より付加価値を産業内に適正循環させることが重要」と提起している。ものづくりの人手不足と、人材確保へ「人への投資」も主張している。

各産別は格差是正・底上げへ向け、中堅・中小金属のJAMは賃金水準の改善へ「個別賃金」を重視する方針だ。電機は、めざすべき賃金水準を示す「政策指標」「ベンチマーク指標」の充実を確認。金属労協は第3次賃金・労働政策を策定し、非正規を含む同一価値労働同一賃金の考え方を盛り込むことを検討している。

ゼンセンはパートや地方・中小まで賃上げを広げることをめざしつつ、「底上げだけでは経済の好循環は無理。大手の賃上げも必要」としている。フード連合は格差是正へ中小労組春闘支援対策会議など闘争体制を強化する方針だ。

大きな問題は、中小産別から「財源配分などの具体的なイメージがわからない」との不安も聞かれることだ。自動車産業の付加価値を産業全体として、どう配分するのか。また方針では、「大手追随・大手準拠などの構造を転化する運動に挑戦」と提起している。しかし「大手が頑張らないと、中小には悪影響」との声も聞く。トヨタの9月中間決算は純利益11.6%増と過去最高を記録し、内部留保の利益剰余金も16兆4542億円へと増加している。政府は「官民対話」などで3%賃上げも推奨し、経団連会長も業績を上げた企業は昨年以上と発言しているなかで、自動車など金属大手組合が連合基準以下の1%に要求を下げるとは組合の存在意義にもかかわろう。分配のゆがみ是正へ春闘で大手組合の社会的責任が問われている。

## ■これからの集团的労使関係を問う

賃金、雇用の多様化のなかで組織率の低下と労働組合の機能が問われている。連合は「ピンチをチャンス」へと、これからの集团的労使関係の構築シンポを開いた。多様なテーマと打開の方向をみると――。

＊企業別組合の職場活動再構築 単組の弱体化打開へ向けたJAMの報告に関心が寄せられた。調査は「機関運営」「組合活動」「労使関係」など6領域・60課題で13年に実施した。5年ぶりの調査で1766単組の集計である。

それによると、定期大会を開催していない単組が5%もあり、執行委員会の開催も「月1回未満」が33%を占めた。組合解散も「企業倒産・閉鎖など経済的理由より、組合員の減少、組合費が徴収できない、役員のなり手がいないなど、組合弱体による解散も目立つ」と警鐘を鳴らしている。

組合活動の再構築へ向けJAMは、産別と単組の中間組織の地協（108組織・約20単組グループ）を重視。活動モデルとして「春闘研修会」「労働協約研修会」「単組巡回」「組織拡大」「政策制度」など9項目の組織改革を実施し、オルグ約100人で単組の指導を強化。職場・執行委員会の活発な単組ほど、ベア要求は76%、組合員からの相談も9割と高く、基本的な組合活動の重要性を示している。

＊就業形態の多様化と労働運動 働く人の40%を占めるパートなど非正規労働者の増加。正規との均等待遇について、UAゼンセンはパートの職種と技能ランク、転勤なし、などの銘柄を設定し、同一価値労働同一賃金への接近を提起した。

派遣労働者については、水町勇一郎東大教授

が「派遣先に同じ職務で直接雇用される場合に適用される労働者と同じ条件」とするEU型の均等待遇実現を提唱した。

＊賃金体系と集团的労使関係 賃金水準はベアなしなどで低下し、賃金カーブはフラット化している。仁田道夫国土舘大学教授らは、ドイツ、フランスの職種別基準賃率交渉などを参考にしながら、日本も生活給を考慮しつつ、仕事給をベースにした子育て、教育など公的給付を含む社会的な賃金の究明も提起した。さらに賃金など労働条件の社会的決定システムの強化へ春闘の復権を呼びかけた。

＊解雇など紛争解決と集团的労使関係 いじめ、解雇など個別的労使紛争の増加に対し、紛争は職場という集団の問題と連合非正規センターの担当者は指摘。労働組合の機能を活用して課題解決をはかり、集团的労使関係の拡充を提起した。

＊組織率の危機と労働者代表制 組織率が17.5%と低下するなかで、カバーされない労働者の経営側に対する発言権の保障システムとして、労働者代表制のあり方は大きな課題だ。現在、過半数組合のない事業所を対象に36協定など約70条項ある同制度だが、代表者の選出は「会社側の指名」など、4割が不適格とされている。

連合はまず過半数代表者の民主的選出を前提に、労働者代表制を法規へ格上げする方向だ。

一方、濱口桂一郎・労働政策研究・研修機構の主席統括研究員は、組合と並存するドイツ、フランスの従業員代表制などを紹介しながら、日本も組合のない職場では、「将来、労働組合に成長すべき幼児型」として労働者代表制をとらえ、組合が支援し発展させる方向を提起した。

なお、連合の組織拡大実績はこの2年間で

30万6518人（内パート16万2937人）に達し、組織勢力は07年の660万人から682万人へと増勢に転じている。産別ではU Aゼンセンの15.2万人増など37産別が組織を拡大し、集团的労使関係の拡充を前進させている。

＊海外生産拡大と集团的労使関係 生産拠点の海外移転で国内雇用の減少と団体交渉機能の減退など組合の機能低下が指摘されている。日系企業の海外労使紛争の増加のなかで、日本本社の労働組合の役割が重要とされている。国際的なルールづくりなどグローバルな集团的労使関係の構築も強調された。U Aゼンセンではイオン、ミズノ、高島屋の労使が国連のグローバルコンパクト締結などの動きも見られる。

＊シンポでは企業組織の再編・グループ化と労使関係や、親会社と団体交渉にかかわる「使用者」性の問題、労働者の個人請負と労働組合などの集团的労使関係も課題となった。

## ■連合が初の260全地協調査に高い関心

地域の労働運動が重視されるなか、連合は260地域協議会（地協）すべての活動をまとめた。10年のモデル10調査に加え、全組織の調査は初めてのこと。1月の調査報告に高い関心が寄せられ、11月に増刷された。

総評時代にも春闘、雇用、平和など39項目の領域で、1296の地区労が運動を展開し、同盟の地区労も660組織あった。連合は地区労を統合し、3年前に260地協に広域再編した。

活動調査によると、12機能のうち、「組織拡大」を実践している地協は42%。「中小労組支援」40%、「生活相談」43%、「政治活動」は66%で展開している。一方、NPOなど「団体とのネットワーク」は28%、「働く人の街づくり」は22%にとどまっている。

各地協は春闘で集会を展開しているほか、奈良では単組の賃金表も作成している。組織拡大にも取り組み、沖縄では5組合を結成。連合全体では2年間で83組合が地域ユニオンに新加盟している。「働く人の街づくり」では、山形の米沢で山形大学と産業界、行政、銀行、医療と連携した取り組みも見られる。

地協の活動は主に専従事務局長と事務員の2人で担い、夜間、休日など地を這う運動だ。要望では「活動分野は重要だが、対応しきれない」、「人、モノ、カネの支援を」「組合活動の優先順位が単組・産別・地方連合となり、地協活動は難しい」「連合の知名度を高める運動を」「連合は各産別に地協活動と役員派遣の要請を」など切実だ。また「平和問題などで他団体との連携が不十分」などの意見も寄せられている。

さらに地域の運動では、政府の「地方創生」ともかわり連合は400地域の会議に参画。11月10日には山形、新潟中越、富山、徳島の地協などの街づくりの活動も報告された。

連合は「地域に見える運動」「社会的影響力の拡大」を掲げ、すべての職場に集团的労使関係の構築をめざす運動が注目されている。

## ■暴走政治に怒り、対峙へ

連合新体制は、政治課題では残業代ゼロ法案（労働基準法改正案）や解雇の金銭解決制の新設など労働法制改悪に強く反対。働く者を犠牲にした「アベノミクス」の成長戦略や安保法に反対を貫き、安部内閣の暴走政治に対する社会的対抗軸の構築をめざしている。

新任あいさつで神津会長は「この2年間は一筋縄ではいかないが、足元には国民・市民の怒りがわき起きている。怒りを結果に結びつけ、働く者の政策、まともな政治の実現を」と決意

を表明した。来年夏の参院選へ向け、民主党を中心とする野党の受け皿づくりも追求。日本共産党が提唱している戦争法廃止へむけた選挙協力と国民連合政府については、古賀前会長が退任前の会見で、「解けないクイズ、協議はいいが」との見解を表明している。

大会論議では安保法や労働法制改悪などで他団体との共闘拡大も要望されている。神津会長は「たまたま同じ日にやった」と語り、川本会長代行大会は「歴史や経緯のある団体もときにはあるだろうが、すべての団体と議論し、圧倒的多くの働く者が反対している課題については実施させないことをしていく必要がある」との見解を表明した。一致する課題での同時多発行動を中央、地方で生かす工夫も必要だろう。

神津連合会長は7代目であり、会長プロフィールは「まじめな運動家で政策通」といわれ、自分の言葉で訴えるユニークさを持つとされている。逆風下で怒りを結集し、中央、地方で社会的運動の輪を広げ、連合の発信力と求心力を高め、難関を突破していくのか、新体制の手腕が問われている。

## ■全労連は「社会的な賃金闘争」強化

全労連、国民春闘共闘の2016春闘方針案は、大きな課題を3つ設定した。第1は「戦争法を廃止し、暴走政治を打ち破る共同の発展」、第2は「暮らしをまもる課題でも国民的な共同の構築」、第3は「今度こそ実質賃金の改善・底上げの実現」である。要求案は2万円以上で、15春闘と同水準だ。非正規は150円増である。

全労連は春闘前進へむけ、10月8、9の2日間、初めて「賃金闘争交流集会」を開催し、賃金闘争と最賃、公契約、公務員賃金などの強化を確認した。賃金闘争では、近年、要求提出、

スト権確立とスト行使、妥結水準などが前年並みにとどまっており、「10年余のベアゼロの惰性から脱却」も強調された。

2016春闘方針の特徴は、「社会的な賃金闘争の総合的な推進」をうちだしたことである。方針案では「生計費原則を基礎に職場活動を活性化させ、統一闘争で全組合員規模の取り組みを推進」として、原則的な賃金闘争に加えて、「最賃、公契約、公務員賃金改善など、『社会的な賃金闘争』を総合的に推進する」としている。

春闘討論集会が11月25～26日に開催され、あいさつした小田川議長は戦争法廃止に向けて「総がかり行動委員会」などが呼びかけている2000万統一署名の拡大を強調。春闘では「大企業の内部留保を中小、下請け単価引き上げ、雇用安定に還元させ、地域を重視した賃金闘争を展開しよう」と呼びかけた。2000万統一署名は組合員1人10筆を掲げている。

全労連の井上久事務局長は提案で「憲法の共同に加え、経済的な共同の拡大へ『社会的な賃金闘争』と『地域活性化大運動』を展開し、総対話と懇談活動を強化する」と述べた。

一連の春闘討論では、「社会的な賃金闘争」の意義についての質問も出された。社会保障との関連がなく、最賃、公契約、公務員賃金に絞ることは「狭すぎる」のではないかという理由からだ。また闘争展開としても、日本独特の闘争形態である春闘の社会的役割の重要性を踏まえ、賃金闘争を社会的にたたかうことも「社会的な賃金闘争」にとっては重要な課題となろう。

全労連が11月13日に開催した国際シンポジウムに出席したフランスCGTのドニ・メナン氏にフランスの賃金体系の構造を聞くと、「産別協約賃金に加えて、政府などの子ども手当、住宅手当など公的給付の家族給手当はサレー

ル・ソーシャルという」と、社会的賃金の内容を解説した。

各産別は春闘で「生計費原則に基づき、春闘と賃金闘争を社会的にたたかう。残業代ゼロ法案廃案と戦争法阻止で本気でストを構え、連合を含め地域の労組との共同を広める。底上では見える大衆闘争を」(JMIU)、「4万円の賃上げを掲げ、産別統一闘争を強化し、最賃闘争も重視」(医労連)、「最賃、公契約、公務員賃金を制度的賃金としてたたかう」(自治労連)、「75春闘から続いている低位平準化の春闘打破は今でも大きな課題であり、春闘の再構築を」(民放労連)と主張。非正規の闘争でも「人不足の中、経営側の認識も変化し均等待遇への手ごたえ」と語った。

そのほか東京では最賃が908円となり、自治体の非正規では最賃以下もではじめ、「社会的な賃金闘争は重要」と発言した。京都は賃上げを求める公務と民間の共同行動の発展を述べた。

## ■全労連が15年ぶりに国際シンポ

全労連は15年ぶりに11月13～15日の3日間、東京で国際シンポジウム「グローバル化下での労働基準の確保—多国籍企業に対する労働組合のたたかい—」を開催した。参加はアメリカ、フランス、オーストラリア、韓国、インド、インドネシアの海外代表と、全労連などの組合員、学識者ら約140人である。

主催者あいさつした小田川全労連議長は「グローバル企業が国民国家を形骸化させ、政府が手を貸す状況が強まるなかで、ILOやIMFでさえ不平等の拡大を問題とし、労働組合への期待を述べ始めている。この変化に目を向けた労働運動の国際連帯が重要だ」と提起した。

基調報告を行った井上全労連事務局長も国際

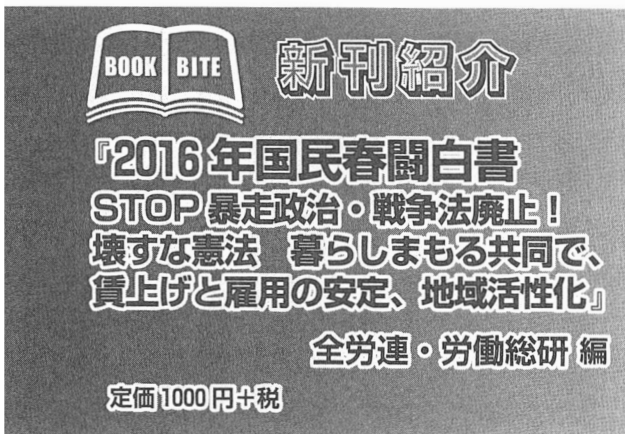
機関の変化に触れ、「労働組合の組織率、労働組合の強さが総収入の再分配機能に影響を及ぼしている」と分析していることを紹介。グローバル企業の民主的規制へ向け、「労働組合は職場を基礎に地域と連携し、自国のたたかいを土台に国際連帯を強化していこう」と提案した。

海外代表は「社会的な労働運動の拡大とストを背景にした15ドル最賃引き上げ闘争で前進」(アメリカ)、「EUレベルで解雇ルールの弾力化、賃金制度の改悪勧告が出され、闘争を展開」(フランス)、「解雇の規制緩和、非正規雇用の拡大など政府の労働柔軟化政策に反対し、12月にゼネストを計画」(韓国)、「マルチ・スズキ争議のように多国間での労働組合の連帯を」(インド)、「進出してきた多国籍企業に労働組合を結成し、各国の労働組合とネットワークの拡大を」(インドネシア)などを報告した。また日本での安倍政権の戦争法の廃止を含め、平和での国際連帯も強調された。

シンポのまとめでは、「グローバル化のもとで、各国とも労働コストの削減、雇用破壊、組合弱体化攻撃など労働者の権利破壊が強まっている。国際連帯を強めよう」と呼びかけられた。日本では「世界で一番企業が活動しやすい国」を掲げたグローバル企業と安倍暴走政権による労働法制破壊、福祉破壊などを阻止し、海外生産の収益を含む膨大な内部留保の社会的還元や、戦争法廃止の大運動が国際連帯につながるたたかいとして重要となっている。

(あおやま ゆう・ジャーナリスト)





『2016 年国民春闘白書』が刊行されました。

今回の『白書』の巻頭論文では、井上久全労連事務局長が、2016 年国民春闘を迎えるにあたり「3つの課題」をかかげて取り組むことを明らかにしています。①戦争法を必ず廃止に迫りこむ、②暮らしをまもる課題で国民的な共同を大きくひろげる、③すべての働く人々の賃上げ、底上げを実現する——です。

戦争法廃止の歴史的、国民的な運動がすでに展開されているもとで、16 春闘は、この取り組みをさらに発展させ、日本の未来を切り拓く運動へとつなげることが求められています。ことしの『白書』は、そうした 16 春闘の歴史的意義を踏まえ、運動を大きく前進させるうえで役立つ資料が満載されています。

全体は、①深刻な日本経済の行きづまり、②内部留保・資料、③労働者家計と賃上げの重要性、④社会的賃金闘争の前進を、⑤社会保障解体は許さない、⑥安倍「雇用改革」阻止へ、⑦働くルールとディーセントワーク、⑧公務・公共サービスと地域経済、⑨安倍暴走政治にストップを——の 9つの章で構成されています。

『白書』の最大の特徴は、16 春闘で職場、地域で直面する課題について、最新の政府の統計データや様々な調査資料にもとづいて、見やす



いグラフなども活用して 2 ページ見開きでわかりやすく解説されていることです。その中身は実に多彩で、「国際経済から労働者の“飲み代、までわかる」ものとなっています。

16 春闘を迎えて、賃上げ財源として経済財政諮問会議の民間議員や麻生財務相なども言及せざるを得なくなっている内部留保の分析は圧巻です。『白書』の内部留保分析は、『2004 年白書』から全労連「ビクトリーマップ」を統合し、主要企業の内部留保データを掲載、分析、告発してきた歴史があります。その成果がことしの『白書』にも反映されています。財界の経営戦略とのかかわりで内部留保はどう積み増しされてきたのか、どう活用されているのか、その取り崩しは可能かなど運動に直面する課題に役立つ分析をしています。

『白書』は、労働組合運動の活動家に役立つだけでなく、最新の多彩な政府統計、民間調査資料が掲載され、社会政策の研究にも役立つものとなっています。『白書』が 16 春闘で大いに活用することはもちろん、最新の統計データ資料としても活用されることが期待されます。

(関根 晴夫・会員・労働者教育協会)



Editor's note

## 編集後記

■国民多数の意志に背いて強行採決された戦争法にたいする批判は、衰えを見せるどころかますます高まる一方である。今号の特集では、そのような情勢を踏まえ、憲法9条を守ることの今日的意義を説明するとともに、そこで果たされる労働組合運動の役割を明らかにするため、産別のたたかひの経験やそこから得られえた教訓なども掲載した。

■政治的「中立」の名のもとに、言論や思想の「統制」が行われているのが、昨今の状況である。何としてもこの状況を打開していかなければならない。では、打開策とは何か？それは説得力のある言論で対抗し、安倍政権を支える「弱い支持層」に働きかけることではないだろうか。景気回復に淡い期待を抱いた「弱い支持層」に、きちんと道理を示し、根拠（エビデンス）を示せば、そこを動かすことは容易なはずである。

■特集以外では、新体制となった連合が抱える今後の課題や、2016年春闘における全労連の動向等を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。（S.N）

■国民多数の意志に背いて強行採決された戦争法にたいする批判は、衰えを見せるどころかますます高まる一方である。今号の特集では、そのような情勢を踏まえ、憲法9条を守ることの今日的意義を説明するとともに、そこで果たされる労働組合運動の役割を明らかにするため、産別のたたかひの経験やそこから得られえた教訓なども掲載した。

## 次号予告 (No. 102 2016年春季号)

### 【特集】安倍「雇用改革」との対抗軸

#### 労働運動の課題と役割

安倍「雇用改革」の現局面と財界戦略

大木一訓

改悪派遣法と派遣労働者権利擁護の課題

鷺見賢一郎

人材ビジネスの秘められた野望

木下秀人

「多様な正社員」と広がる限定正社員

金田 豊

いのちを壊す労働時間規制緩和

今村幸次郎

金銭解決制度は労働者・労働組合に何をもたらす

萬井隆令

働くルール確立の重要性と労働者・日本経済

藤田 宏

【活動報告】派遣・非正規労働者の権利を職場・地域で守る

民放労連・JMIU・北海道労連

（内容は一部変更することがあります）

## Information

### 「読者の声」欄への投稿を募集

本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。

E-mail: rodo-soken@nifty.com

季刊 労働総研クォーターリー No.101 (2016年冬季号)

2016年1月1日発行

定価：本体1200円＋税

年間：4800円＋税

編集・発行 ● 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442

http://www.yuiyuidori.net/soken/ E-mail: rodo-soken@nifty.com

発 売 ● 株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6

TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353

http://www.honnoizumi.co.jp/ E-mail: mail@honnoizumi.co.jp

印 刷 ● 亜細亜印刷株式会社

製 本 ● 村上製本所

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。

本書の内容を無断で複写複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。

© The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)/ HONNOIZUMISHA INC.

Printed in Japan ISBN978-4-7807-0763-2 C9336

全労連・労働総研編

データブック

2016年

# 国民春闘白書

STOP暴走政治・戦争法廃止！ 壊すな憲法  
暮らしをもる共同で、賃上げと雇用の安定、地域活性化



歴史的な16年国民春闘の「3つの課題」、1・戦争法を必ず廃止に追いこむ、2・暮らしをまもる課題で国民的な共同を大きくひろげる、3・すべての働く人々の賃上げ、底上げを実現するために、労働法制改悪、アベノミクス、TPP、庶民増税、大企業の内部留保などの最新の情勢を分析。職場、地域で必須の情報・データを網羅。

一〇〇〇円＋税

全労連・労働者教育協会 編

## 実践労働組合講座

第1巻 労働組合の活性化と日常活動

第2巻 労働者の権利と労働法・社会保障

第3巻 地域労働運動と新しい共同

各巻 一三〇〇円＋税

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4  
郵便振替 00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641  
FAX 03-5842-5645

# 〔提言〕ディーセントワークの実現へ

## 暴走する新自由主義との対抗戦略

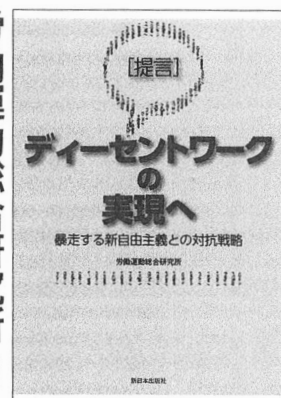
憲法が保障する人間らしい労働と生活を新たに構築するために、いま何が必要か——労働総研が総力をあげたプロジェクト報告の初刊行。  
雇用と社会保障の充実を軸とした改革が、「日本経済の改革」に繋がる関連を、財源を示し明らかにする。

〔目次から〕

はしがき——いまなぜ「提言」なのか  
序章 労働と生活の現状とその原因・背景  
第1部 安定した良質の雇用実現に向けての提言  
第1章 悪化する雇用と「提言」の持つ意義  
第2章 「雇用破壊」から「安定した雇用」へ  
第3章 「デフレ不況」脱却の賃金政策  
第4章 労働時間短縮の課題と政策の基本

第5章 心身の健康を守る  
第2部 社会保障再生への提言  
第6章 社会保障改革をめぐる対決軸  
第7章 「人間に値する生活」を保障するための具体的提言  
第8章 「安定した雇用」実現こそ財源確保の確かな道  
終章 「提言」実現の条件と展望、労働組合の課題

労働運動総合研究所 編



●定価：本体1200円＋税 ●140頁  
ISBN978-4-406-05683-0



### Featured Theme

#### Repeal the War Legislation, Reshape Japan as a Country Making the Best Use of Article 9

\*Repeal the War Legislation and Defend Article 9 for a Peaceful Japan –  
Connecting Constitutionalism, Democracy and Pacifism

..... Ryuichi OZAWA

\*"Abenomics" and Military State Building – Logic of "Merchant of  
Death" Equals Logic of "Deterrence" ..... Tomio MAKINO

\*A New Struggle Is Developing to "Block the Construction of a New  
Base" ..... Chikashi KOIZUMI

\*From Opposing to Repealing the War Legislation – Gains We Can  
Build on to Carry on the Movement ..... Yoshikazu ODAGAWA

\*Organize a Wave of Constitution Study Meetings in Workplaces and  
Communities ..... Yoshimasa OBAYASHI

\*Industrial Unions Fighting for Abrogation of War Legislation  
[KENKOURO All Japan Construction, Transport and General Workers'  
Unions] Oppose Unemployment, Poverty and War

..... Kazuyuki AKABANE

[ZENINSOREN General Federation of Japan Printing and Publishing  
Workers' Union] Fight Back from Workplaces by Staging Strikes

..... Takaichi KOREMURA

[IROREN Japan Federation of Medical Worker's Unions] Never Again  
Bloody Our White Coats in the Battlefield..... Shinji NUKUI

[KOKKO-ROREN Japan Federation of National Public Service  
Employees' Unions] As State and Public Employees with "Obligation to  
Respect and Uphold the Constitution" ..... Hajime KAMATA

[JICHIROREN Japan Federation of Prefectural and Municipal Workers'  
Unions] Municipal Workers Will Never Deliver Red-Paper Draft Papers  
Again ..... Satoshi NAKAGAWA

[ZENKYO All-Japan Federation of Teachers' and Staff Unions] Never  
Send Our Children to the Battlefield Again – Develop Cooperation  
between Teachers and School Staff, Parents and the People

..... Isao HIJIKATA

### Labor Front Now

Challenges Facing Renzo's New Leadership – 2016 Spring Struggle and  
Collective Labor-Management Relationship Building – Zenroren  
Focusing on the Wage Struggle Involving the Whole Society

..... Yu AOYAMA

### New Publication

\* "2016 People's Spring Struggle White Paper/Data Book," edited by  
Zenroren and Rodo-Soken ..... Haruo SEKINE



9784780707694



1929336012008

ISBN978-4-7807-0769-4

C9336 ¥1200E

定価： 本体1200円 + 税

発売： 本の泉社